

2025 年度第 3 回学校用務員部会幹事会

I. 出席確認

吉村 秀則 現業局長 (大阪府本部・大阪市従業員労働組合)
高橋 雅樹 現業評議会副議長 (岩手県本部・北上市職員労働組合)
延岡 直則 現業評議会常任幹事 (広島県本部・呉市職員労働組合)

出欠	役職	県本部	名前	単組
	部会長	岡山	森田 俊範	岡山市現業労働組合
	幹事	北海道	上野 貴志	札幌市役所労働組合
	幹事	福島	大河内 学	福島市役所職員労働組合
	幹事	千葉	照井 健太郎	千葉市職員労働組合
	幹事	富山	別府 宣幸	富山市職員労働組合
	幹事	愛知	伊藤 達生	自治労名古屋市労働組合
	幹事	兵庫	村上 誠	尼崎市職員労働組合
	幹事	鳥取	牧田 博史	倉吉市職員労働組合
	幹事	高知	佐々木 将来	高知市職員労働組合
	幹事	宮崎	甲斐 健悟	宮崎市役所職員労働組合

II. 報告事項

1. この間の取り組み報告について P2
2. 2024現業・公企統一闘争総括及び2025現業・公企統一闘争の推進 別紙①
3. 2025年度第2次政府予算要請行動について 別紙②
4. その他 P3

III. 協議事項

1. 各地連報告について P3
2. 2026-2027部会運動方針について P3, 別紙③
3. 2026年度政府予算要請について P3, 別紙④
4. 第 5 回現業政策集会について P3, 別紙⑤
5. 地連報告書の項目について P4, 別紙⑥
6. 職種別ウェブ学習会と各職種における課題について P4
7. 労働安全衛生の推進について P5, 別紙⑦
8. 石川県本部珠洲市職との意見交換について P5
9. 当面の日程及びその他 P5

【報告事項1】 この間の取り組み報告について

(1) 2025年度現業セミナー

11月23日、東京・AP市ヶ谷にて対面とウェブ併用で開催し、312人（対面108人、ウェブ204人）が参加した。今回のセミナーは、現業職員だからこそ対応できる業務を考え、地域や住民から必要とされる現業職場を再確認し、今後の人員確保や安易な民間委託阻止などのさまざまな取り組みに繋げていくことを目的に開催した。

セミナーでは、「住民が必要としている自治体政策について」をテーマに東洋経済新報社コラムニストの風間直樹さんから講演を受けた後、単組報告①として「東京都児童福祉関連職場の例から見る給食調理の直営維持・再直営化の提言」をテーマに東京都本部・自治労東京都庁職員労働組合の縄田大輔さんから、単組報告②として「仙台市 清掃分野の人員確保の成果報告」をテーマに宮城県本部・仙台市で働く労働組合連合会の早坂正憲さんからそれぞれ報告を受けた。



(2) 2025年度第1回全国幹事会

日時：2024年12月7日（土）～8日（日）

場所：プラザエフ+ウェブ

8月24日対面+ウェブで開催し、以下の事項について協議し、確認した。

①経過報告

②2024 現業・公企統一闘争総括（案）

③2025 現業・公企統一闘争の推進（案）

④当面の闘争方針「現業労働者の取り組み」

⑤災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言（改定版）

⑥政治闘争の推進について

⑦当面の日程・その他



2日目は跡見学園女子大学の鍵屋一教授を講師に招き「災害時における現場力の発揮にむけ～近年の大災害に学ぶ～」と題した講演を受けた。

鍵屋さんは、災害時の備えとして「災害時用トイレ」を備蓄していない人が多いが、周辺のトイレが使用できず、仮設トイレ設置後でも安易に行くことができない。その結果、食事や水分補給を控える

ことにより免疫機能の低下につながることから、十分な備蓄が重要であると能登半島地震の状況を踏まえながら説明した。

単組報告①では「茂原市の防災対策について」として千葉県本部・茂原市職員労働組合の杉崎光章さん、酒井幸雄さん、単組報告②では「石川県現業職員協議会の取り組みと課題」として石川県本部・石川県現業職員協議会の羽場徹さんからそれぞれ取り組み報告を受けた。

【報告事項 2】 2024 現業・公企統一闘争総括（別紙①）及び、
2025 現業・公企統一闘争の推進（別紙①-1）

【報告事項 3】 2025 年度第 2 次政府予算要請行動について
(別紙②,別紙②-1)

【報告事項 4】 その他

Ⅲ. 協議事項

【協議事項 1】 各地連報告について

今回の幹事会では、前回の幹事会議論を踏まえ、地連報告は無しとしているが、単組・県本部で特筆すべき報告があれば、共有したい。

【協議事項 2】 2026-2027 部会運動方針について

8月に開催予定の2026-2027現評総会において各部会の運動方針を提起していく。この間の取り組みや情勢を踏まえ、2年間の運動方針について議論したい。
(別紙③)

【協議事項 3】 2026 年度政府予算要請について

昨年実施した 2025 年度予算要請の回答を踏まえ、2026 年度要請行動にむけ、項目について協議したい。また、文部科学省への要請については年 1 回となることから、学校給食部会と調整しつつ、要請時期について部会で議論したい。

(別紙④, 別紙④-1)

【協議事項 4】 第 5 回現業政策集会について

第 5 回現業政策集会の全体会では、各担当副議長から約 10 分の部会報告を

設定している。部会のこの間の取り組みや方針など、部会として発信していきたい内容についてまとめ、確認したい。資料については製本し配布する予定のため、2月末までに事務局まで提出をお願いしたい。

また、現時点での分科会の次第や内容、現業フェアについても共有していく。

(別紙⑤, 別紙⑤-1~4)

【協議事項5】 地連報告書の項目について

第1回幹事会では、地連報告書の集約を年2回とした上で、第2回(2月開催)ではこれまで使用しているひな形での集約とし、第4回(6月開催)では第2回幹事会(今幹事会)で議論した内容項目について集約することを確認した。

(※上記回数は議論当時の幹事会回数。11月末に現業フェア協議のため臨時で第2回を行ったため、当初予定より+1回分となる。)

6月に開催予定の第5回幹事会(ウェブ)で集約する地連報告書の内容について議論したい。

(別紙⑥, 別紙⑥-1)

【協議事項6】 職種別ウェブ学習会と各職種における課題について

(1) 職種別のウェブ学習会の実施について

前回の部会では学習会の実施の有無については結論を出さず、今幹事会で議論すると確認した。地連内での協議を踏まえ、今年度において実施の有無やまた別の取り組みを実施するか、協議したい。

(2) 学校用務員における課題について

①安全衛生における課題

②配置基準における課題

③委託に対する課題

④その他

【協議事項7】 労働安全衛生の推進について

前回の部会での議論を踏まえ、項目について修正・追記したが、地連内での議論により追加項目などがあれば、追記していきたい。

(別紙⑦, 別紙⑦-1)

【協議事項8】 石川県本部珠洲市職との意見交換について

能登半島地震における発災時の対応、今後の対策などについて意見交換したい。

【協議事項9】 当面の日程及びその他

当面の日程

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 第2回県職現業部会 | 2025年1月31日(金)～2月1日(土) |
| (2) 第3回学校給食部会 | 2025年2月9日(日)～10日(月) |
| (3) 第2回一般現業部会幹事会 | 2025年2月16日(日)～17日(月) |
| (4) 第3回清掃部会幹事会 | 2025年2月22日(土)～23日(日) |
| (5) 第1回担い手育成連続講座 | 2025年3月1日(土)～2日(日) |
| (6) 第5回現業政策集会 | 2025年4月19日(土)～20日(日) |
| (7) 2025年度第3回全国幹事会 | 2025年5月10日(土) |
| (8) 第168回中央委員会 | 2025年5月29日(木)～30日(金) |
| (9) 第2回担い手育成連続講座 | 2025年8月2日(土)～3日(日) |
| (10) 2026年度第1回全国幹事会 | 2025年8月23日(土) |
| (11) 2026-2027年度現評総会 | 2025年8月24日(日) |

その他

参議院議員選挙闘争について

2024現業・公企統一闘争総括

1. 闘争の基本的な考えとスローガン

住民が安全で安心な生活に必要な公共サービスを提供するため、人員確保を中心にあらゆる課題解決にむけた取り組み強化、あわせて地域実情に応じた質の高い公共サービスの提供体制の維持・拡充にむけ取り組めます。

「笑顔が集う地域をめざし、自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」

2. 闘争の日程

	第1次闘争	第2次闘争
職場点検・職場オルグ	2月～4月	—
職場討議・要求書作成	4月19日～5月21日	—
要求書提出ゾーン	5月21日～6月6日	9月24日～10月4日
住民アピールゾーン	2月～5月	9月2日～10月4日
回答指定基準日	6月7日	10月4日
交渉強化ゾーン	6月7日～6月20日	10月4日～10月17日
全国統一闘争基準日	6月21日	10月18日
協約締結強化月間	7月	11月

3. 闘争における重点課題

【現業・公企職員が配置されている単組】

- ① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持
- ② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用
- ③ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立
- ④ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立
- ⑤ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化
- ⑥ 現場の声を反映した政策実現
- ⑦ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化
- ⑧ コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止
- ⑨ 会計年度任用職員の処遇改善
- ⑩ 事前協議制の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【現業・公企職員が配置されていない単組】

- ① 安定的な提供にむけた業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立
- ② 委託労働者の公正労働の実現
- ③ 委託事業者や受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化
- ④ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

4. 闘争の戦術配置

闘争指令については、統一基準日である6月21日（第1次闘争）、10月18日（第2次闘争）に1時間ストライキを配置するよう全県本部、全単組に闘争指令を発出しました。あわせて、本部日程以外で統一基準日を設定する県本部については、県本部からの要請に基づき闘争指令の発出を行いました。

5. 闘争の経過

（1） 第1次闘争

- ① 本部は2023年12月13日、2024現業・公企統一闘争本部を立ち上げ、この闘争を自治体現場力回復闘争として位置付け、質の高い公共サービスの確立に必要な人員確保と賃金・労働条件の改善をめざす取り組みをスタートさせました。
- ② 本部は2月に開催した第2回拡大闘争委員会において、統一基準日に1時間ストライキを配置するよう全県本部、全単組に闘争指令を発出することを確認しました。
- ③ 2024現業・公企統一闘争では、各自治体が次年度の採用計画や予算編成を立てる段階から人員確保、さらに協約締結の取り組みを強化し、全単組・全組合員が結集する統一闘争をめざすこととしました。
- ④ 春闘オルグにあわせて本部中執による現業・公企統一闘争のオルグを実施し、第1次闘争の結集にむけ、各県本部における取り組み状況や闘争体制の点検・指導、さらに第1次闘争で取り組めていない単組への具体的対応などの聞き取りを行い、第1次闘争の推進をはかってきました。あわせて現業評議会が主体性を持った取り組みとなるよう、三役常任幹事が各県本部現業評議会に対しオルグを実施しました。
- ⑤ 闘争を進めるにあたり、とくに第1次闘争での取り組み強化を目的とした「2024現業・公企統一闘争推進ポスター」を第1次闘争期に配布するとともに、取り組む意義や闘争の進め方などを解説した動画を周知し、各県本部・単組における闘争の促進をはかってきました。
- ⑥ 県本部・単組が取り組みやすい体制を構築するため、現業職員・公営企業職員が配置されている、配置されていない、それぞれの実情に応じた「2024現業・公企統一闘争の

手引き」を作成し、取り組みの前進をはかりました。現業評議会では単組実情に応じた取り組みとなるよう、手引きの概要版を作成しました。

- ⑦ 現業評議会では、各単組における闘争の推進を目的に、総務省交渉を4月16日に実施しました。総務省交渉では各自治体における新規採用に対する自治体判断の尊重、自治体現業職場における民間委託推進を慎むことや「再公営化」に対する自治体判断の尊重、賃金センサスをはじめとした現業差別賃金の撤廃と自治体の労使合意事項を尊重することなどについて要請しました。あわせて、総務省要請行動を踏まえた組織内・政策協力議員に要請行動を実施しました。
- ⑧ 現業評議会では、第1次闘争の結集にむけ、単組の取り組み事例の共有化と取り組みの認識一致をはかるため、5月に決起集会を開催するとともに、具体的な取り組みの進め方についてウェブ学習会を実施し、取り組みの強化をはかってきました。あわせて、県本部評議会オルグを実施し、闘争の促進をはかってきました。
- ⑨ 公営企業評議会は、第1次闘争の取り組みが遅れつつありました。そのため、各幹事会や各県本部主催の公企評学習会などにおける取り組みにむけての確認や各県本部の状況の聞き取りなどを通じて、闘争の推進をはかってきました。
- ⑩ 本部・県本部・単組のさらなる連携や県本部における取り組み強化をはかるため、各県本部が設定した統一基準日までに、各単組における要求書提出・交渉実施状況、および単組交渉の重点課題を調査しました。

(2) 第2次闘争

- ① 現業評議会では、全国幹事会を開催し、2024現業・公企統一闘争の中間総括、ならびに第2次闘争の推進にむけた議論を行ってきました。

公営企業評議会では、技術職員の採用募集をしても応募が少ない現状を踏まえ、公営企業集会分科会でそれぞれが取り組んでいる事例などを共有するとともに、第2次闘争の推進にむけて県本部公営企業評議会へのオルグを実施し、状況の聞き取りと粘り強い交渉への助言を行ってきました。またウォーターPPPの課題について、全国の事業体において導入可能性の調査の実施が増加傾向であることから、導入にむけた検討状況や現場課題について共有をはかりました。
- ② 確定闘争オルグにあわせて本部中執による現業・公企統一闘争のオルグを行いました。オルグでは、各県本部における取り組み状況や闘争体制の点検・指導、さらには第1次闘争で取り組めなかった単組への具体的対応などの聞き取りを行い、県本部一体となる第2次闘争の推進をはかりました。
- ③ 現業評議会において、各県本部現業評議会の取り組み状況や評議会が主体性を持った取り組みとなるよう、9月に各県本部現業評議会に対するオルグを実施し、闘争の推進に取り組んできました。

- ④ 第1次闘争の集約結果では、協約締結が十分な取り組みに至っていないことはもとより、規約の点検・整備が不十分な単組が多く見受けられたことから、現業評議会では9月にウェブ学習会を実施し、交渉サイクルの確立にむけた取り組みを提起するとともに、民間委託提案を阻止した取り組み事例の共有をはかりました。
- ⑤ 現業・公企職場に対する住民・地域の理解や支持が重要であることから、現業・公企職員が提供している地域実情に応じた公共サービスの取り組み事例などを周知していくことを目的に、全県本部・全単組での住民アピール行動を提起しました。現業評議会では、各県本部・単組がチラシづくりに活用できる情宣物を本部で作成するとともに、業務内容を理解してもらうために、各職場のYouTube動画を周知しました。
- ⑥ 本部が設定した統一基準日はもとより、本部日程以外で統一基準日を設定した県本部についても、同様に待機態勢を取りました。その際、全国の交渉状況がリアルタイムで全国に伝わるよう「現評ニュース」を発信し、取り組みの促進をはかりました。

(3) 闘争本部会議

2024現業・公企統一闘争本部では下記の内容について協議し、取り組みを提起してきました。

第1回（2023年12月13日）

- ① 2024現業・公企統一闘争の推進（案）
- ② 2024現業・公企統一闘争の重点課題に対する獲得指標（案）
および基本要件モデル（案）

第2回（持ち回り）

- ① 2024現業・公企統一闘争オルグの実施について

第3回（持ち回り）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第1次闘争）の推進について

第4回（2024年6月20日）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第1次闘争）の取り組み状況
- ② ヤマ場の待機態勢について
- ③ 「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」について

第5回（2024年7月26日）

- ① 2024現業・公企統一闘争中間総括（案）について
- ② 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進

第6回（持ち回り）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）県本部オルグについて

第7回（2024年10月17日）

- ① 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）の取り組み状況

- ② ヤマ場の待機態勢について
- 第8回（2024年12月11日）
- ① 2024現業・公企統一闘争総括（案）について

6. 各県本部・単組における取り組み状況（2025年1月14日時点）

(1) 要求書の作成・提出状況および交渉実施状況

		2023 現業・公企統一闘争			2024 現業・公企統一闘争			備考
		県本部	単組	実施率	県本部	単組	実施率	
要求書提出	要求書提出単組数	47	794	45.0%	47	798	45.2%	第1次・第2次、 または両方で提出
	第1次闘争	46	509	28.8%	46	541	30.7%	
	第2次闘争	47	741	42.0%	45	787	44.6%	※ 787単組のうち459 単組は、提出済の要 求書に第2次闘争で 追加、または第2次 闘争で初めて要求書 を提出した単組
	第1・第2次闘争双方	46	456	25.8%	45	530	30.0%	
	職場点検・職場討議に 基づく要求書作成（第 2次闘争）	47	500	63.0%	47	418	52.4%	※ 要求書を提出した 単組を分母とした実 施率
交渉実施	交渉実施単組数	47	681	38.6%	47	698	39.5%	第1次・第2次、 または両方で交渉
	第1次闘争	46	420	23.8%	46	490	27.8%	
	第2次闘争	47	610	34.6%	45	663	37.6%	
	第1・第2次闘争双方	46	349	19.8%	47	455	25.8%	

※ 対象単組は自治体単組＋臨時・非常勤単組＋一部事務組合の1,765単組

(2) 各単組における統一基準日の取り組み状況

具体的行動	2023年 第1次闘争	2024年 第1次闘争	2023年 第2次闘争	2024年 第2次闘争
1時間ストライキ	—	—	—	—
29分食い込み集会	7単組	5単組	20単組	19単組
時間外集会	52単組	33単組	155単組	121単組
ビラ配布など	45単組	66単組	124単組	119単組
その他	18単組	17単組	51単組	30単組

(3) 労使合意事項に対する協約の締結状況

2023年第1次闘争	2024年第1次闘争	2023年第2次闘争	2024年第2次闘争
157単組	145単組	265単組	216単組

(4) 住民に対するアピール行動の実施状況

2023現業・公企統一闘争	2024現業・公企統一闘争
13県本部48単組	13県本部49単組

7. 重点課題の獲得指標に対する成果

【現業・公企職員が直営で配置されている単組】

(1) 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持

【第1次闘争】204単組で交渉が行われ、95単組で成果があった。

【第2次闘争】411単組で交渉が行われ、223単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 環境事業所のごみ収集業務委託提案を退け、キャリア選択制度の導入を確認。
- 退職者が出た際は新規採用を行うことを確認。
- 給食施設による食の安全は公で責任を持つべきとの前首長の発言により直営堅持を維持することを確認。
- 直営を維持することを書面で確認。 など

(2) 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

【第1次闘争】235単組で交渉が行われ、85単組で成果があった。

【第2次闘争】445単組で交渉が行われ、154単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 退職者の補充は正規職員での採用を確認。
- 技能職採用試験を継続で実施させることを確認。
- 年度途中での欠員補充をすることを確認。
- 局の独自採用枠を継続し、必要な人材を確保すると確認書を交わしている。
- 学校用務員職場では、リーダー制の技術の継承の観点を踏まえ採用を確認。

- 継続した清掃職場の新規採用と30年振りとなる給食調理員の新規採用を確認。
- 公企単組において年度途中で欠員補充を確認。
- 局で独自の企業職員採用試験を実施。
- 年3回の採用試験を実施し、人員を確保することを確認。 など

(3) 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

【第1次闘争】199単組で交渉が行われ、91単組で成果があった。

【第2次闘争】390単組で交渉が行われ、214単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 用務員室の冷暖房設備の設置を確認。
- 毎月、労働安全委員会を開催し、職場巡視を行うことを確認。
- 清掃職場による空調服の導入の予算化を確認。
- 特別教育などの必要な費用は公費負担することを確認。
- メンタルヘルス対策として職場復帰プログラムを新たに制定することを確認。
- 公企単組で労安に関わる物品などの予算を確保。
- 猛暑対策として、暑さ対策物品を一部支給することを確認。 など

(4) 誰もが安心して働き続けられる職場の確立

【第1次闘争】210単組で交渉が行われ、81単組で成果があった。

【第2次闘争】375単組で交渉が行われ、160単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- エイジフレンドリーガイドラインに基づき、61歳を対象とした巡回健康相談の実施を確認。
- 学校給食では十分な人数配置と代替職員の確保を確認。
- 高齢者に配慮した職場環境の整備について衛生委員会で検討することを確認。
- 毎月の安全衛生委員会を開催し、委員を増加し、幅広くフォローできる体制を確立。 など

(5) 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

【第1次闘争】171単組で交渉が行われ、37単組で成果があった。

【第2次闘争】340単組で交渉が行われ、81単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 4級運用について調理員リーダーを設置（係長級：4級）との考えを引き出す。
- 保育調理員について、2025年4月から初任給基準改善と必要な在職者調整の実施について確認書にて締結。
- 4級職を増設することを確認。
- 暫定再任用制度を運用することを確認。
- 5級運用の改善を確認。 など

（6） 現場の声を反映した政策実現

【第1次闘争】167単組で交渉が行われ、40単組で成果があった。

【第2次闘争】283単組で交渉が行われ、57単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 職位整備で係長級の枠を増やしたことを確認。
- 地産地消、農作業体験、親子料理教室などの食育推進事業の取り組みを確認。
- 現業PT委員会を設置し、当局と現業職場の現状を共有する体制を整備することを確認。
- 廃棄物回収経路の見直しが実施され、ごみ運搬作業が軽減。
- 公企単組で所属ごとでの職場要求闘争を展開。 など

（7） 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

【第1次闘争】172単組で交渉が行われ、57単組で成果があった。

【第2次闘争】328単組で交渉が行われ、117単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 総合防災訓練などで現業職員の参加を確認。
- 破傷風やB型肝炎の予防接種の実施を確認。
- 労使締結の「緊急時・災害時のワークルール」を適正に運用し、災害等の対応を行う職員の労働安全衛生を確保することを確認。
- 災害物資拠点に民間協定を結ぶとともに新たな動員区分を設定したことを確認。

- 公企単組で災害対応時の体制や感染症対策等について当局と確認。
- 清掃部門での破傷風・B型肝炎の予防接種の実施を確認。 など

(8) コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

【第1次闘争】106単組で交渉が行われ、24単組で成果があった。

【第2次闘争】263単組で交渉が行われ、54単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 事前に労使協議することを確認。
- コンセッション方式の導入は行わないことの確認。
- 導入前には必ず労使合意をすることを確認。 など

(9) 会計年度任用職員の処遇改善

【第1次闘争】183単組で交渉が行われ、85単組で成果があった。

【第2次闘争】337単組で交渉が行われ、153単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 不妊治療にかかる特別休暇6日を正規職員と同じ12日に増やすことを確認。
- 感染症における病気休暇の有給化を確認。
- 病院局の会計年度任用職員の賃金改善を確認。
- 正規職員のみが対象の手当を会計年度任用職員にまで拡充することを確認。 など

(10) 事前協議制の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【第1次闘争】209単組で交渉が行われ、109単組で成果があった。

【第2次闘争】368単組で交渉が行われ、188単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 労使合意事項については協約を締結。
- 業務形態見直しについては、労使協議を行うよう確認書を交わしている。
- 事前協議を行うことの確認書締結。 など

【現業・公企職員が直営で配置されていない単組】

(1) 安定的な提供にむけた業務委託後のサービス水準などの検証と

チェック体制の確立

【第2次闘争】124単組で交渉が行われ、24単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 民間事業者の状況を踏まえ、市として責任の重要性を共有し質の確保にむけて改善に取り組むことを確認。
- 当局と検証の場を設けて意見交換を実施。
- 民間委託により安定的なサービス提供が困難と判断した時は再公営化も視野にいれていると回答。 など

(2) 委託労働者の公正労働の実現

【第2次闘争】114単組で交渉が行われ、12単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 公共サービス基本法に基づきモニタリングを実施。
- 委託後も必要に応じて検証を行い、問題があれば対策・是正を行うことを確認。 など

(3) 委託事業者や受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

【第2次闘争】111単組で交渉が行われ、15単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 安全衛生の徹底を再確認することを確認
- 労働条件や委託業務の水準については、責任の範囲内において指導や管理に努めることを確認。 など

(4) 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

【第2次闘争】143単組で交渉が行われ、31単組で成果があった。

【第2次闘争の特徴的な成果】

- 災害対応（応援）について、派遣職員の装備・資材はリスト化・ストックした上で、都度見直しを行っている。
- 委託先と協議し、緊急対応についてマニュアル化を行った。
- 職員が感染した場合、人員に対する応援体制を確認。 など

8. 闘争の成果

(1) 人員確保について

人員確保にむけ、取り組む時期と目的を明確にした上で通年闘争として現業・公企統一闘争の取り組みを進めてきました。第1次闘争では各自治体が人員計画や予算編成を行う前段で交渉を強化することにより、現業職員の新規採用者数については、2018年度から増加傾向となっています。2024年度においては前年度から若干、下回るものの多くの現業職員の新規採用があり、2023現業・公企統一闘争の取り組みが反映された成果です。

2024現業・公企統一闘争では単組が粘り強く交渉を積み重ねてきた結果、継続した新規採用をはじめ、30年ぶりの新規採用を確認したとの報告がありました。継続した新規採用を勝ち取っている単組では、新規採用者数は採用数の増減がみられるものの、これまで採用がなかった単組で採用を勝ちとる単組が増えてきていることから、第1次闘争期から取り組むことで、人員確保が勝ち取れることを全体で共有し、取り組みを強化していかなければなりません。

【自治労現業職場における新規採用者の推移（自治労調査）】

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
新規採用	479人	567人	619人	732人	775人	815人	961人	959人

(2) 職場点検・職場オルグに基づく要求書提出と独自要求

職場課題の解決にむけた取り組みを進めるにあたり、現業・公企統一闘争では現業・公企職員が配置されている単組、配置されていない単組それぞれの重点課題を設定し、モデル要求案を作成しました。これらを活用し春闘期から徹底した職場点検・職場オルグに基づく要求書の作成を提起し、単組では職場点検・職場オルグが実施されています。その結果、職場点検・職場オルグに基づき明らかになった職場課題を独自要求として盛り込み、交渉を積み重ねてきた単組においては、モデル要求案では勝ち取れない、さまざまな成果が報告されています。

改めて、全組合員が参加する統一闘争を確立するため、組合員一人ひとりの思いを要求書に反映させる取り組みを引き続き強化していくことが必要です。組合員の不満や困りごとを解決することにより、組合への期待感と求心力が高まり、それらを背景にさらなる人員確保と職場環境改善にむけた取り組みを展開していかなければなりません。

【独自要求の特徴的な成果】

- 特殊勤務手当として除雪車乗務手当の新設を確認。

- 業務に必要な中型自動車第1種運転免許の取得費用を公費から支出することを確認。
- 保育園の建替えに伴い、調理員専用トイレを設置。
- 業務に必要な消耗品費の増額を確認。
- 公企単組で災害派遣による旅費及び時間外勤務の取り扱いについての覚書を実施。
- 給食センターの給食配送において委託から会計年度任用職員で実施することを確認。 など

(3) 「公共」の役割を再認識し、自治体現場力の回復にむけた取り組み

少子・高齢化や労働人口の減少などの社会情勢の変化により、「公共」が果たす役割が高まる中、災害対応も含め自治体が直接的に対応すべき業務が増加しています。そのため2024方針では、民間委託導入後に課題が生じている際は、「再公営化」にむけた取り組みを提起するとともに、民間委託の導入阻止や委託から直営に戻った取り組み事例について発信してきました。「再公営化」の提起により各県本部・各単組は、委託導入済みの業務についての検証の契機となり、取り組みを始める単組が見受けられました。あわせて、手引きや各種集会で委託導入阻止にむけた取り組みを提起したことにより、達成が困難な課題ではなく、取り組むことで課題解決することができるとの認識を持ち、組合員の意識醸成の1つとなりました。

またコンセッション方式の導入阻止にむけては、毎年、交渉で確認するなどの取り組みが進みつつあります。今後、ウォーターPPPの導入にむけた検討の加速化が懸念されることから、成果を共有し、さらなる取り組みの強化が求められます。

特定の時期に限らず、いつでも委託提案がされることを想定した上で「職の確立」の取り組みなど事前の対策を強化するとともに、すでに導入されている民間委託事業の費用対効果をはじめ、サービスの質や提供体制を検証し、自治体現場力を回復していかなければなりません。人件費や物価が高騰し委託事業者を取り巻く状況が大きく変化している今こそ、安易な民間委託提案を阻止するとともに、課題が生じている際は「再公営化」するなど、公共サービスの提供体制や役割の見直しにむけ、各単組の取り組み事例を共有しさらなる運動の展開が求められています。

(4) 住民アピール行動の取り組み

現業・公企統一闘争では業務内容を多くの住民に周知・理解してもらうために、住民アピール行動を提起しています。近年の住民アピール行動の取り組みは、コロナ禍の影響により十分な取り組みに至っていませんでしたが、徐々に県本部や単組で取り組みが戻りつつあります。

以前に取り組んでいた単組では、これまでの取り組みに加え新たな職種の業務内容を盛り込み実践している事例や、新たに取り組みを始めた県本部評議会もあります。住民が私たちの業務内容の必要性・重要性を認識することは、職場の処遇改善に対する取り組みに好影響をもたらすことから、多くの事例を発信しさらなる取り組みの拡大をはかっていかなければなりません。

9. 闘争における課題

(1) はじめに

現業・公企職場をはじめ、地域公共サービスの現場では、人員不足など多くの課題を抱えつつ、業務を担っています。とくに現業職場では強硬な合理化提案が示され、多くの自治体で民間委託が拡大しています。また新規採用を勝ち取るものの、採用条件として賃金抑制が行われるなど、新たな課題も生じています。現業・公企職場に限らず、すべての職場課題を解決し、「質の高い公共サービスの確立」にむけ、以下の課題に向き合い、通年闘争としての現業・公企統一闘争に取り組む必要があります。

(2) すべての単組が結集する統一闘争

闘争の最重要課題である現業・公企職場の人員確保では、現業職員の新規採用者が増加傾向であるとともに、採用には至らないものの、あきらめずに取り組むことで組織強化につながった事例もあり、通年闘争として取り組んだことにより一定の成果が出てきています。しかし、すべての単組・県本部が結集する産別統一闘争には至っていません。

【現業・公企評が設置されている単組】

現業・公企評が設置されている単組では、評議会独自で交渉サイクルを確立し取り組んでいる単組がある一方で、評議会は存在するが取り組みが停滞している単組もあり、取り組みが二極化しています。とくに現業・公企職員が少人数の単組では、取り組みが後退している事例が多いですが、課題解決にむけては、自ら行動に取り組まなければ解決しないことを再確認した上で、組合員の声を反映した要求書を提出し、交渉を行っていかねばなりません。あわせて現業・公企職場で働く会計年度任用職員は、正規職員と同様の関係法令が適用されることを踏まえ、正規職員だけでなく、会計年度任用職員と一緒に取り組むことが重要です。

単組評議会では、本部が作成した要求モデルや解説を記した手引き、また統一闘争の意義や取り組み方を説明した動画など実情に応じた情宣物を活用し、取り組みの第一歩である要求書の提出にむけた取り組みを強化していかなければなりません。あわせて、評議会でも保障されている労働協約締結権が評議会のみならず、単組にも影響を及ぼすことから、単組では現業・公企現場の課題を盛り込んだ要求書を作成し、交渉するなど、単組・評議

会が一体となった取り組みが求められます。

【現業・公企職員が配置されている単組（評議会未結成単組）】

現業・公企職員は労働組合法が適用され、労働二権が保障されていますが、評議会（労働組合）を結成しなければそれらの権利を活用することはできません。労働組合法に明記されている規約を作成の上、評議会を結成することにより、労働二権が保障され労働協約の締結が可能となります。労組法適用の評議会は当局による一方的な合理化攻撃に対し労働委員会への救済申し立てを行うなど、対抗することができます。そのため現業・公企組合員のみならず単組全体にとっても大きな優位性となり組織強化につながることから、未結成単組における評議会結成にむけ、県本部・単組は積極的に取り組みを進めていくことが必要です。

さらに評議会結成は、単組内での職場課題の情報共有や解決につながるとともに、現場役員の選出により単組の組織強化や人材育成がはかれることから、取り組みを強化することが重要です。

【現業・公企職員が配置されていない単組】

現業・公企職員が配置されていない単組では、現業・公企職員が担う清掃や給食、水道供給などの業務が民間委託として民間事業者から提供されています。今後、地域によって実態は異なりますが、法律や制度があるものの、民間事業者の撤退により公共サービスの提供者がいなくなり、必要な公共サービスの提供ができない地域や自治体が生じる可能性があります。自治体は、提供体制の形態に関わらず、自治体責任の下で質の高い公共サービスを安定的に提供していかなければなりません。委託業者の破産申請などにより公共サービスの提供が停止し、多くの住民や利用者に大きな影響を及ぼしたことから、自治体は委託導入後であっても提供体制の実態把握とサービスの水準を確認し、質の高い公共サービスの提供にむけ、積極的に関与していかなければなりません。あわせて、学校給食における委託業者の倒産による給食停止などの実態を踏まえ、必要に応じて再公営化による安定的な公共サービスを提供していかなければなりません。

持続可能な地域の実現にむけ、医療や福祉現場など自治体現場をはじめ、公共サービスに携わるすべての労働者の処遇改善にむけ、現業・公企統一闘争を通じて取り組みを推進していくことが求められます。本部が作成した手引きや動画を活用し、学習会や機関会議を通じて「質の高い公共サービスの提供にむけた闘争」との闘争目的を再認識するとともに、すべての単組が取り組む闘争であることの認識の一致をはかる必要があります。

【県本部】

現業・公企統一闘争の取り組みについては、中執オルグや集約結果から単組の要求書提出・交渉日をはじめ、どのような課題で交渉が難航しているのか、など県本部が単組状況を十分に把握しておらず、「単組まかせ」となっている実態があります。改めて、県本部は、統一闘争の再構築にむけ、各単組における現状と課題、それらを解決するための要求

書の項目、交渉日程や交渉状況を把握していかなければなりません。その上で県本部は設定した基準日はもとより、単組が交渉する際には待機態勢を維持し、安易に妥結することのないよう、交渉状況を把握の上、単組に適切なアドバイスをするなど、きめ細やかな単組支援が必要です。あわせて、交渉したものの十分な成果を勝ち取れていない単組も多く存在することから、今闘争で成果を勝ち取れずとも、次年度闘争へとつなげるための回答を引き出すための支援など、単組実情に応じた取り組みが求められます。

県本部は「統一闘争」の意義を各単組に再周知させるとともに、こうした取り組みの積み重ねが県本部・単組の連携強化となり、ひいては組織強化へとつながること、さらにすべての単組が結集する闘争の起点であることを再認識し、取り組む必要があります。

(3) 要求書提出

要求書の未提出単組が取り組まなかった要因の多くは、現業職員が配置されていない、評議会活動が無いことが理由にあげられています。現業職員が配置されていない単組では、闘争の取り組みを通じて民間委託導入後の検証や分析をし、安定的な質の高い公共サービスの確立にむけ取り組むことが重要です。また評議会活動の停滞を理由に取り組んでいない単組では、単組と連携し職場課題を単組要求書に盛り込むなど、すべての組合員の声を集めた取り組みを実践していかなければなりません。評議会の解散や現業職員の未配置は、評議会が保有している労働二権が失われることになり、単組として労働協約の締結ができなくなることを認識しなければなりません。

単組・県本部は現業・公企統一闘争が当該職員だけが取り組む闘争との認識を改め、公共サービスに携わる労働者の処遇改善と質の高い公共サービスの確立にむけた闘争であることを再確認することが必要です。労働組合の基本活動は組合員の賃金・勤務労働条件の改善であることから、すべての組合員の要望を把握した上で要求書を提出し、交渉をしていく取り組みを強化しなければなりません。

(4) 交渉実施

取り組みができている単組では「要求－交渉－妥結－協約締結」のサイクルが確立されつつある一方、全体的には各単組の取り組みについて二極化しています。実態としては、当局に要求書を提出するものの、書面回答が示された後、交渉をせずに単組判断のみで妥結に至っている事例も見受けられます。回答内容が県本部判断の下妥結基準に到達していれば問題ありませんが、そのような事案は極めて稀です。当局が示した回答は決定事項ではなく、回答が示されてから妥結基準の到達まで交渉を積み重ねていくことが重要であることを再認識していかなければなりません。

現場課題を解決するためには、自ら声をあげていくしか手法はありません。単組や評議会によって、組合員数や現業・公企職員の有無など実情は異なりますが、多くの単組や評

議会では交渉し成果を勝ち取っていることから、今後は取り組み事例の共有を積極的に進めるとともに、評議会に保障されている労働協約締結権を最大限に活用した闘争体制の構築にむけた取り組みの強化が必要です。

(5) 第1次闘争・第2次闘争への結集

【第1次闘争】

第1次闘争では現業職員の新規採用者の増加など成果の共有化をはかり、全県本部・全単組の結集にむけた取り組みを推進してきましたが、実態としてはすべての県本部・単組での取り組みに至っていません。

改めて第1次闘争の重点課題は地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員確保であることを認識し、取り組む時期と意義を理解した上で人員確保闘争とも連動し進めていくことが求められます。通常業務をはじめ、災害時や感染症拡大によって明らかになった公共サービスの提供体制の脆弱さを解決するためにも、春闘期で実施した職場点検や人員確保チェックリストを踏まえ、第1次闘争期の取り組みを強化していく必要があります。

【第2次闘争】

従来から10月に取り組みを進めてきた第2次闘争において、各県本部・各単組では一定、取り組みの周知が浸透していますが、一方で確定闘争として取り組んでいる単組も多く存在します。現業・公企統一闘争の第2次闘争は、現業・公企評に保障されている労働協約締結権を活用し、「質の高い公共サービスの確立」にむけた取り組みです。確定闘争として現業・公企統一闘争に取り組んだ場合、賃金課題が中心となり、各現場での課題について十分な交渉時間の確保ができなくなる恐れがあります。取り組む目的や課題が異なる統一闘争であるため、現業・公企統一闘争、確定闘争としてそれぞれで取り組むことが重要です。

(6) 基準日への結集意義

基準日への結集実態としては、本部が設定した基準日はもとより、県本部が設定した基準日にすら、結集できていないのが実情です。そのため、取り組みの十分な情報共有ができず、統一闘争の意義が発揮できない可能性があります。また、基準日の戦術行使は、前進回答を引き出すための1つの手法であり、ヤマ場における県本部・本部待機態勢は、交渉の妥結基準を判断し、戦術行使の有無を確認する重要な役割を果たしています。実態では、戦術配置は行うものの待機態勢を取らない、さらに他の統一闘争では待機態勢はとるが現業・公企統一闘争ではとらない、などの県本部があることから、闘争の再構築をしていかなければなりません。

賃金・勤務労働条件の改善にむけては、統一闘争が交渉を優位に進めるための有効な手段であることを再認識した上で県内単組の交渉状況を共有することが必要です。その上で、各県本部が設置した闘争本部を通じて、各単組に統一闘争の意義について認識の一致をはかるとともに、闘争の推進にむけたオルグを実施するなど、全単組・全組合員が結集する統一闘争を構築していかななくてはなりません。

(7) 単組における評議会との連携

産別統一闘争を推進する上で、評議会と単組との連携が必要不可欠です。しかし、単組によっては現業・公企職場に対する理解不足や課題の共有化がはかられず、さらには役員経験不足などを理由に十分な取り組みに至っていません。さらに評議会が未結成の単組ではより一層、現業・公企職場の実態や課題について把握ができないため、単組内での取り組みに至っていません。改めて単組では、評議会の結成をはじめ、現業・公企評議員の単組役員への参画など組合活動へ意見を反映させることが必要です。

また県本部では、果たすべき基本的な役割を確認し、単組との日常的な相談対応、単組オルグなどを通じて、単組の賃金水準や労働条件を把握するとともに、情報共有をはかり、産別統一闘争の推進にむけた取り組みを強化していかなければなりません。そのため、本部・県本部は現業・公企労働者が持つ権利や課題などを取り入れた学習会の開催をはじめ、現業評議会と公企評議会の連携はもとより、青年部・女性部などを含めた各評議会との連携、本部・県本部・単組が一体となった統一闘争の推進が求められます。

(8) 協約締結権を活用した統一闘争

産別統一闘争として取り組むにあたり、労働協約締結権等の権利を持つ現業・公企労働者が運動の先頭に立ち、権利を最大限活用した交渉を行うことにより、統一闘争の底上げをめざす必要があります。評議会に保障されている労働二権は単組にも影響を及ぼすことから、妥結事項を書面化することで労働協約となり、当局に対し労使合意事項を確実に履行させることができることを認識する必要があります。

しかし単組によっては、交渉で妥結したものの、労働組合側の認識不足もあり、組合側から協約締結を求めておらず、さらに賃金労働条件や事前協議の協約などの基本協約すら締結できていない単組が見受けられます。改めて協約締結の重要性を理解し、基本協約の締結状況の点検・整備をはじめ、労使合意に至った事項をすべて協約化（書面化）する取り組みを強化しなければなりません。

2023・2024現業・公企統一闘争第2次闘争取り組み結果報告比較（2025年1月14日現在）

県本部名	現業・公企評議会有無		要求書提出単組数		交渉単組数		協約締結単組数	
	現業	公企	2023	2024	2023	2024	2023	2024
北海道	30	9	65	68	26	21	20	16
青森	0	0	19	17	15	0	6	0
岩手	12	4	10	12	8	6	1	0
宮城	8	3	11	13	10	11	6	1
秋田	6	4	8	7	6	5	2	1
山形	0	0	27	35	25	28	8	3
福島	7	2	11	16	10	16	4	2
新潟	13	7	15	18	15	14	8	6
群馬	11	10	14	6	14	6	2	0
栃木	16	1	21	23	10	23	0	0
茨城	17	6	16	21	16	21	2	4
埼玉	14	6	8	8	5	4	2	0
東京	28	2	26	19	19	17	9	14
千葉	8	0	6	9	6	9	4	1
神奈川	17	1	19	21	18	19	4	5
山梨	2	2	9	25	9	25	0	0
長野	9	4	13	14	13	11	8	5
富山	15	5	18	18	18	18	4	18
石川	2	0	8	3	8	3	1	1
福井	3	2	10	7	10	6	0	1
静岡	3	3	10	7	10	7	4	3
愛知	2	2	11	5	6	6	1	0
岐阜	9	6	10	12	7	10	1	1
三重	13	5	30	28	29	27	1	1
滋賀	6	2	4	9	4	9	0	0
京都	5	2	9	10	9	10	5	1
奈良	12	7	12	12	9	12	4	0
和歌山	5	2	3	5	3	4	3	1
大阪	11	6	23	30	18	28	8	9
兵庫	17	9	27	30	27	28	10	10
岡山	6	3	9	8	9	8	4	4
広島	16	6	14	21	13	20	9	8
鳥取	11	1	16	17	16	17	16	17
島根	18	16	23	24	16	24	16	23
山口	6	9	17	12	16	12	10	2
香川	9	0	9	9	9	9	3	3
徳島	9	4	14	13	7	13	1	0
愛媛	1	1	5	2	5	2	0	0
高知	10	1	9	11	6	9	3	1
福岡	40	19	46	48	43	48	34	37
佐賀	4	1	9	6	5	3	1	0
長崎	17	15	21	20	17	20	6	2
大分	12	5	20	19	19	15	19	12
宮崎	13	8	6	13	6	9	3	0
熊本	12	2	17	16	15	15	3	3
鹿児島	22	21	26	31	19	30	6	0
沖縄	7	1	7	9	6	5	3	0
合計	514	225	741	787	610	663	265	216

2025現業・公企統一闘争の推進

【闘争の基本的な考え方と目標】

1. 住民の安全で安心な生活に必要な公共サービスを提供するため、人員確保を中心にあらゆる課題解決にむけた取り組みを強化し、質の高い公共サービスの提供体制の拡充にむけて取り組みます。その上で、公共が果たすべき役割と提供形態を見直し、持続可能な地域にむけ、基本的な目標を「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」とします。

【闘争の具体的日程】

2. 取り組みの推進にむけて、以下の日程で取り組みます。

	第1次闘争	第2次闘争
職場点検・職場オルグ	2月～4月	—
職場討議・要求書作成	4月18日～5月20日	—
要求書提出ゾーン	5月20日～6月5日	9月22日～10月2日
住民アピールゾーン	2月～5月	9月1日～10月3日
回答指定基準日	6月6日	10月3日
交渉強化ゾーン	6月6日～6月19日	10月3日～10月16日
全国統一闘争基準日	6月20日	10月17日
協約締結強化月間	7月	11月

【闘争の重点課題】

3. 現業・公企職場における諸課題を踏まえ、重点課題については、以下の通りとします。

【現業・公企職員が配置されている単組】

- ① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持
- ② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用
- ③ 安定的な公共サービスの提供にむけた「再公営化」の取り組み
- ④ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立
- ⑤ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立
- ⑥ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化
- ⑦ 現場の声を反映した政策実現

- ⑧ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化
- ⑨ コンセッション方式およびウォーターＰＰＰの導入や安易な事業統合の阻止
- ⑩ 会計年度任用職員の処遇改善
- ⑪ 事前協議制の確立およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

【現業・公企職員が配置されていない単組】

- ① 「再公営化」にむけた業務委託後のサービス水準の検証とチェック体制の確立
- ② 委託労働者の公正労働の実現
- ③ 委託事業者や受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化
- ④ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

【闘争本部体制】

4. 2025現業・公企統一闘争本部体制は、以下の通りとします。

闘争本部長	担当副委員長
副闘争本部長	書記長
	現業・公企評議会議長
事務局長	総合組織局長
事務局次長	現業・公企評議会事務局長
闘争委員	関係する中央執行委員

【闘争の戦術配置】

5. 戦術については、2月28日開催の第2回拡大闘争委員会において、2025年ストライキ批准の成立と闘争指令権が確立した段階で具体的な戦術を確認します。

【第1次闘争における統一闘争の具体的な進め方】

6. 第1次闘争における本部・県本部・単組の取り組みについては、すべての単組が取り組む闘争にむけ以下の通りとします。

単組は、現業・公企統一闘争が「質の高い公共サービスの確立」との位置付けの下、すべての単組が取り組む闘争であることを再認識し、取り組みます。その上で、安定的な公共サービスの提供に必要な人員確保にむけ取り組みを強化します。あわせて、公共の役割を鑑みて公共サービスの提供形態を見直し、委託導入されている業務は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などを踏まえ、適切に対応されているか確認するため、サービスの質などを検証・分析し、課題が生じている場合は再公営化にむけた取り組みを進めます。

県本部は、闘争委員会を設置した上で単組オルグや日常の連携を密にし、単組の取り

組み状況を把握するとともに、単組交渉時は課題解決にむけ待機態勢をとるなど、単組の取り組み支援を強化します。

(1) 要求書作成にむけた職場点検・職場オルグ（2月～4月）

① 単組の取り組み

ア 現業・公企評議会の未設置単組については、県本部と連携し、評議会結成にむけ取り組みます。

イ 現業・公企評議会の設置単組については、評議会に保障されている労働二権の重要性を再認識し、単組と一体となって取り組みを進めます。

ウ 現業・非現業が一体となった取り組みの推進にむけ、単組に闘争委員会を設置します。その上で、本部が作成した「取り組み手引き」や「動画」を活用し、現業・公企統一闘争の推進にむけた議論を行います。

エ 本部が作成した職場チェックリストモデル<巻末資料>を基本に、職場点検・職場オルグに組み、現業・公企職場における会計年度任用職員を含めた人員配置や組合員の要求などを的確に把握します。

オ 委託業務については、委託導入後のサービス水準や委託費などの検証・分析の下課題を洗い出すとともに、安定的なサービスの提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけ取り組みを進めます。

カ 職場点検・職場オルグで明らかになった課題や人事異動後などの4月の人員配置を把握し、要求をまとめます。その上で職場集会等を開催するなど、単組全体で今後1年間の要求について確認します。

キ 本部が作成したチラシなどを活用し、住民アピール行動を積極的に取り組みます。

ク 労働協約締結権を確固たるものとするため、本部が作成した資料を踏まえ、労働組合法に基づく評議会規約の点検・整備に組み込みます。

② 県本部の取り組み

ア 県本部全体での闘争とするために、評議会の意見が反映される闘争委員会を設置します。闘争委員会は、すべての単組が結集できる基準日設定や現業・公企統一闘争に組み込む意義を明確にします。その上で、闘争委員会において全単組での闘争となるよう指導体制を確立します。

イ 県本部役員と県本部評議会役員による計画的な単組オルグの実施や都市評・町村評などの各評議会との連携など、闘争体制の確立・強化および要求書作成支援を行います。

ウ すべての単組での取り組み強化にむけた意思統一をはかるため、総決起集会などを開催します。

エ 春闘の取り組みにあわせて公共サービスの重要性と拡充を訴えるアピール行動に組み込みます。

- オ 現業・公企評議会未設置単組に対しては評議会の結成支援を行います。とくに地方公営企業法が適用される公営企業職員（水道・工業用水・公営電気・ガス・下水道職員は全部適用）が職員団体へ加入している場合については形式分離を行うよう結成支援を行います。公営企業評議会では公営企業労働者としての法適用や権利の理解、労働条件の改善や権利の拡大、事前協議や労使交渉による協約締結など、「公営企業労働者の権利Q&A（全面改訂版）」を活用した学習会を、県本部で開催します。
- カ 現業・公企評議会設置単組には、評議会の実情に応じた取り組み支援を行います。
- キ 要求書が未提出、独自要求書の提出ができていない単組にはオルグだけでなく、日常から連携を密にし、単組実情に応じた取り組み支援を行います。
- ク 労働協約締結権を確固たるものとするため、本部が作成した資料を踏まえ、単組における評議会規約を点検・把握し、不備がある場合には規約整備に対する指導を強化します。

③ 本部の取り組み

- ア すべての単組が結集する統一闘争にむけて、取り組み趣旨や要求項目をわかりやすく解説した「2025現業・公企統一闘争の手引き」を現業・公企職員が配置されている、配置されていない、の2種類を作成します。また現業評議会として取り組みポイントを記載した概要版を作成します。
- イ 春闘オルグとあわせて中央執行委員による各県本部オルグを実施します。その中で、県本部闘争委員会での議論をより実効性のあるものとするため、単組に対する要求書提出、交渉実施に関する到達目標の設定を県本部に求めるなど、全単組での取り組みを追求します。
- ウ 現業評議会において、要求書作成や交渉の進め方、また前年度の闘争における取り組み成果を共有するため、3月に学習会を開催します。
- エ 現業評議会において、各県本部・各単組における交渉の前進を目的に、4月に総務省交渉ならびに議員要請行動を行います。
- オ 公営企業評議会において4月の「第9回公企評合同政策集会」で2025現業・公企統一闘争の推進にむけた意思統一を行います。
- カ 公営企業評議会において、とくにウォーターPPPの課題については、さらなる人員削減となることや災害時の対応、技術力の低下を招くことから、全国の事業体への導入にむけての状況を把握し、反対の立場の下、今後の現場課題としての情報提供や共有にむけ3月に学習会を開催します。

(2) 職場討議・要求書提出の実施（4月～5月）

① 単組の取り組み

- ア 職場点検・職場オルグで明らかになった課題を要求内容に反映するため十分な職

場討議を実施します。その上で、確認された事項について要求書を作成します。また、作成した要求書を組合員に報告するなど全組合員参加の統一闘争を追求します。

イ 職場討議で確認した要求内容について、単組状況に応じて要求書項目別の提出時期を明確にします。

ウ 要求書項目別の提出時期の確認後、第1次闘争で提出する項目について本部が設定した日程で要求書を提出します。

② 県本部の取り組み

ア 各県本部で設定した要求書提出・交渉実施に対する到達目標の達成にむけ、各単組での統一闘争の取り組み状況の点検・把握を行います。その上で、これまで取り組みができていない単組はもとより、前年度取り組みが行えていない単組に対しては、単組ごとの課題を設定した上で徹底したオルグを展開します。

イ 各都道府県の区・市町村課に対し、総務省からの指摘を理由とした採用や賃金の抑制につながる指導・助言を行わせないように要請行動を実施します。

③ 本部の取り組み

ア 本部は取り組む目的と時期の周知徹底にむけ県本部・単組への準備を促すため、ポスターを作成し、配布します。

イ 現業評議会として、要求書提出や取り組み状況を把握するとともに、取り組みを促すため、評議会オルグを行います。

ウ 現業評議会では5月に現業・公企統一闘争決起集会を開催し、2025現業・公企統一闘争の推進にむけた意思統一を行います。

(3) 交渉強化ゾーン

① 単組の取り組み

ア 本部が作成した手引きや動画を参考に、すべての要求項目に対し、粘り強い交渉を展開します。

イ 交渉状況について県本部と交渉状況や妥結判断を共有し、安易に妥結することのないよう、県内が統一した取り組みとします。

ウ 妥結判断については、職場集会などを通じてすべての組合員に確認するなど単組一体となった取り組みとします。

② 県本部の取り組み

ア 県本部全体で取り組む体制を確立し、低位平準化を跳ね返すため単組の交渉状況を把握し、情報共有に努めるとともに、必要に応じて単組への交渉支援を行います。

イ 県本部が設定したヤマ場への結集を基本に、交渉状況の共有化をはかり、単組が安易に妥結することなく、県本部が統一したたたかいとなるよう取り組みを強化します。

ウ すべての単組の交渉実施にむけ、単組交渉時では待機態勢の下、単組実情にあわせ

交渉支援を行うとともに妥結基準の判断をします。

エ 事前調査を通じて本部と取り組み状況を報告し、情報共有に努めます。

③ 本部の取り組み

ア 第1次闘争のヤマ場（6月19日）に闘争本部会議を開催し、単組における要求書提出・交渉実施（予定も含む）状況を共有するなど、産別統一闘争としての取り組みを強化します。

イ 第1次闘争のヤマ場（6月19日）を基本にすべての単組が交渉を終了するまで待機態勢を維持します。その上で、県本部からの情報提供、交渉に対する助言等、県本部・単組と一体となって取り組みます。なお、県本部において別途ヤマ場を設定する場合は県本部と協議の上対応します。

（4） 全国統一闘争基準日

① 単組の取り組み

ア 全組合員参加による統一行動を配置します。

イ 交渉内容や妥結内容、さらには今後の継続課題などについて、職場集会等を通じてすべての組合員に報告し情報を共有します。

② 県本部の取り組み

ア 単組における戦術行使、報告集会を支援します。

③ 本部の取り組み

ア 単組における戦術行使などが生じた場合には、闘争本部会議を開催し、本部全体で情報共有するなど、県本部・単組と一体となって取り組みを進めます。

イ 県本部・単組が報告集会で使用できるニュースを作成し、県本部にデータで配信します。

【第1次闘争終了後の点検・検証と第2次闘争にむけた取り組み】

7. 第1次闘争の点検・検証、さらには第2次闘争の取り組み推進にむけて本部・県本部・単組は以下の取り組みを行います。

（1） 単組の取り組み

① 交渉で妥結した内容や項目については、協約を締結します。

② 協約の内容また協約書を県本部に報告し、情報共有をはかります。

③ 継続協議となった項目などは、県本部と連携の下、継続的に交渉を行います。

④ 第1次闘争の取り組み状況や成果についてウェブを活用し報告します。

⑤ 労働組合法に基づく単組（評議会）規約の点検を行い、不備がある場合は評議会定期大会（総会）において規約の改正を行います。

（2） 県本部の取り組み

- ① 各県本部で設定した要求書提出・交渉実施に対する到達目標について、各単組での取り組み状況を点検・把握します。
- ② 単組の協約書や妥結内容について、事後調査を行うなど、第1次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき視点を明確にするなど第2次闘争にむけて中間総括を行います。
- ③ 単組からの取り組み状況や成果に関する報告については内容を確認し、集約結果を本部に報告します。
- ④ 労使合意に至った事項について、協約書の提出を促すなど取り組み状況の点検を行うとともに、すべての単組で協約が締結されるよう取り組みを強化します。

(3) 本部の取り組み

- ① 第1次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき課題や政府が策定する骨太方針への対応など第2次闘争の推進にむけて中間総括を行います。その上で、第1次闘争の中間総括に基づく追加方針を8月の定期大会で提起するなど第2次闘争の推進にむけ取り組みを強化します。
- ② 第1次闘争の取り組み状況を踏まえ、その内容と対応方針を自治労全体で確認するため「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」を東京で開催します。
- ③ 「命の水」の大切さをアピールするため、8月1～7日に開催する「第41回自治労水週間」にむけて水の公共性を住民に訴える場として水週間の「1県本部1行動」の取り組みを行います。

2025現業・公企統一闘争の重点課題と獲得指標

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されている単組】

① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持

公共としての役割を果たすため、将来にわたり住民ニーズに応じた安全・安心な公共サービスの提供にむけ、直営の必要性を労使で確認します。

あわせて、社会に必要不可欠な業務を担っていることを踏まえ、公共サービスの質の向上にむけ「職の確立」の取り組みを強化します。その上で、委託提案をしないことを確認します。

② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

地域実情に応じた公共サービスの確立にむけ、安全・安心な公共サービスを安定的に提供できる体制をはじめ、自然災害や感染症などの緊急時において迅速に対応できる体制を構築するとともに、定年引き上げに伴う新規採用抑制をさせず、退職者の補充、さらなる拡充にむけ現業・公企職員の新規採用を確認します。

③ 安定的な公共サービスの提供にむけた「再公営化」の取り組み

すでに委託を行っている業務については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などを踏まえた適切な対応を求めた上で、個人情報保護や委託した事務・事業に対する適切な評価・管理などの現状と課題を明らかにします。労働人口の減少など社会情勢の変化を踏まえ、安定的な提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけ今後の運営形態について労使で協議します。

④ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

現業・公企職場をはじめすべての職場から、労働災害を撲滅するため、労働安全衛生の確立と労働災害一掃にむけた予算の確保などを当局責任で行うことを労使で確認します。その上で、安全衛生委員会の毎月定例開催を確認するなど、労使が一体となって労働災害ゼロをめざし取り組みます。さらに、同じ自治体で公共サービスを担っている委託先労働者が、安全に安心して働くことのできる職場環境の整備にむけて、安全衛生環境の点検などを行い、労働安全衛生法の遵守を当局と委託先企業に求めます。

⑤ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立

誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、これまで培ってきた技術・技能・経験を活かした現場実態に応じた職務・職場を確立します。とくに高齢

期の職員の業務内容などは、労働安全衛生法などを踏まえ、事業者責任を追究するとともに、労使一体で構築します。あわせて多様で柔軟な働き方が可能となる制度確立にむけ、高齢期の職員の働き方について労使で確認します。

⑥ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

多様化する住民ニーズや地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員を確保するためには、初任給格付けの改善をはじめ、中途採用者の処遇改善を実施することが必要不可欠な状況となっています。このため各県本部・各単組では、技能労務職員の賃金抑制が続いている要因を明らかにし、現業・公企職員の賃金については労使合意が大前提の下、職務の責任に応じた賃金改善を確認します。あわせて、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用制度については、業務実態を踏まえ、業務量・責任に応じた賃金改善を行います。

⑦ 現場の声を反映した政策実現

少子・高齢化が加速し住民が求める公共サービスが多種・多様化する中、住民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供するためには、住民・利用者が一番身近で接している現業・公企職員の技術・技能・経験が必要不可欠であることを労使で確認します。その上で「ふれあい収集」や「学童保育への給食提供」などの実例を踏まえ、地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、現業・公企職員が培ってきた知識や経験を活かせる労使協議の場を設置します。

⑧ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

各地で自然災害が頻発する中、災害対応では、初動体制や復興支援において人員不足を理由としたさまざまな課題が発生し、住民の生命と財産を守ることが困難な状況となっています。改めて災害時では地域や施設を熟知した現業・公企職員が果たす役割が大きいことを労使で確認し、防災計画などにおいて現業・公企職員の役割を明確にすることを確認します。あわせて危機管理体制を構築するため、災害発生時における勤務・労働条件を事前に協議します。

感染症対策では、この間の対策を検証し、今後の感染拡大に備える危機管理体制を構築するとともに、感染症に関する勤務・労働条件を改善し、誰もが安心して働ける職場環境にむけ協議をします。

⑨ コンセッション方式およびウォーターPPPの導入や安易な事業統合の阻止

公企職場は、中長期的な経営基盤の強化方針・計画の検討状況の説明を求め、コンセッション方式およびウォーターPPPを含むPPP/PFIの導入についてはさらなる人員削減による技術力の低下や災害時における対応も困難となるため、導入しないよう、求めます。すでに制度導入が決定している際は、住民へ事業の将来的な見通しや料金のあり方について丁寧な説明を求めます。あわせて、上下水道で進

められている広域化は、地域自治と職員の勤務・労働条件に関わる事項であることから、計画段階から労使協議の場を確保し、広域化を進める必要がある場合は、広域連携を優先的に検討することとし、安易な事業統合や経営の一体化を進めないよう労使で確認します。

⑩ 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員の賃金・勤務労働条件は、正規職員と比較して抑制されていることから、均衡・権衡に基づいた処遇改善を勝ち取ります。とくに遡及改定などの前年度からの積み残し課題については、春闘期から継続的に交渉を積み重ねるなど取り組みを強化します。あわせて、会計年度任用職員の課題抽出を通して、当事者である会計年度任用職員が直接、当局交渉に参加し自らの賃金・労働条件に対し思いを訴えかけられるよう組織化の取り組みを強化します。

⑪ 事前協議の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

現業・公企職員が持つ協約締結権を活用し、事前協議の協約など労働協約を締結します。その上で、今闘争で労使合意に至った事項についてはすべて協約を締結します。

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されていない単組】

① 「再公営化」にむけた業務委託後のサービス水準の検証とチェック体制の確立

現在、委託が行われている業務のサービス水準や委託費について検証を求め、適正な業務が行われているかについて評価・管理できる体制を確立します。委託業者によるサービスの提供が停止している事案も発生していることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、適切な対応を求めるとともに、委託導入後の課題を洗い出した上で安定的なサービス提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけた議論をします。

② 委託労働者の公正労働の実現

質の高い公共サービスの確立にむけ、総合評価制度、あるいは最低制限価格制度等を行うとともに、公契約条例を制定するなど委託先労働者の賃金・労働条件を改善し、公正労働を実現します。

③ 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

すべての公共サービス職場から労働災害を一掃するため、毎月1回以上の安全衛生委員会の開催など各職場における労働安全衛生活動を点検します。その上で、委託事業者が法令を遵守していない状況であれば、当局責任の下、是正を行うことを確認します。

④ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

災害時対応では、安定的な公共サービスの提供にむけ、事前に十分な協議を行い、発災時対応が迅速に行われることを確認します。あわせて、感染症対策では感染拡大時に業務に支障をきたすことのないよう、危機管理体制の強化にむけ、必要な改善を求めます。

2025現業・公企統一闘争 基本要素モデル（案）

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されている単組】

1. 自治体責任による質の高い公共サービスを安定的に提供するため、現業・公企職場の直営を堅持すること。
2. 将来にわたり安全かつ質の高い公共サービスの安定的な提供にむけ、退職者の補充はもとより、定年引き上げに伴う採用を抑制することなく、計画的に現業・公企職員の新規採用を行うこと。
3. すでに委託を行っている業務については、委託後も責任が自治体にあることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、実態把握のもと問題点を明らかにするなど業務委託に対する検証を行うとともに、安定的な提供にむけ再公営化すること。
4. すべての労働災害・職業病を一掃するという強い決意を持って、労働安全衛生管理体制の充実・強化をはかり、現場実態に即した労働災害防止対策を講じること。労働安全衛生法を遵守し、すべての職場で労働安全衛生委員会を月1回以上開催するなど、労働災害撲滅にむけ、労使一体となった取り組みを推進すること。
5. 誰もが65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境の構築にむけ、自治体現場の実情に応じた制度運用の改善を行うこと。また、多様で柔軟な働き方の選択が可能となる制度を構築するとともに、再就職を希望する全職員の雇用を確保し、再任用制度の充実・改善をはかること。
6. 技能労務職員の賃金はその職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等、職務の内容と責任に応ずるものであることを踏まえ、「働きがい・やりがい」が持てる技能労務職員の賃金を改善すること。
7. 住民が必要とする公共サービスが多種・多様化する中、的確に住民ニーズを捉えた公共サービスを提供するためには、住民に身近で接している現業・公企職員の知識や経験が必要不可欠であることから、「職の確立」にむけ現業・公企職員が培ってきた技術・技能・経験が活かせる労使協議の場を設置すること。
8. 自然災害が頻発する中、住民の生命と財産を守ることが自治体の責任であることから、自治体現場力を活用した危機管理体制を確立すること。また、災害時における参集基準や勤務・労働条件について協議するとともに、あらゆる災害を想定した効果的な訓練や研修を行うこと。
9. 現業・公企職員が担っている業務は、住民に必要な社会基盤を支えていることから、感染症の感染防止対策を講じること。また、これまでの感染症対策を検証したうえで、事業が安定的に継続できる体制を構築するために必要な人員を配置するとともに、安心して働ける職場環境の整備をはかるなど、最大限の対策を講じること。

10. 現業・公企職場で働く会計年度任用職員は、正規職員と同様の労働関係法令が適用されることから、賃金・勤務労働条件の決定は労使合意が前提であり、十分な交渉を行うこと。その上で、改正地方公務員法ならびに改正地方自治法の主旨を踏まえ、「同一労働・同一賃金」の認識のもと、会計年度任用職員の賃金水準の改善をはじめ、あらゆる処遇を改善するとともに正規職員化をはかること。
11. 職務上必要となった資格の取得費用については、労働安全衛生法第59条に基づき事業者が特別教育を行わなければならないことから、公費負担とすること。
12. 地方公営企業の中長期的な経営基盤の強化方針・計画の検討状況の説明を求めるとともに、コンセッション方式を含むウォーターPPPやPPP/PFIの導入はさらなる人員削減による技術力の低下や災害時における対応も困難となるため、導入しないこと。
既に導入が決定している際は、住民へ事業の将来的な見通しや料金のあり方を丁寧に説明すること。あわせて、上下水道の広域化は、安易な事業統合や経営の一体化を進めないこと。
13. 経営形態の変更ならびに公営企業職場における「広域化」「官民連携」などの計画については、職員の賃金・労働条件の変更を伴う重要事項である。このことを踏まえ、これらの計画については 変更可能な時期の計画立案段階から十分な交渉期間を確保の上、事前協議・交渉を行うよう協約を締結すること。
14. 労働組合法第6条に基づき、労使合意された事項については、協約を締結すること。

【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されていない単組】

1. 自治体責任による質の高い公共サービスを提供するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、現業・公企職場における民間委託の実態を点検し、業務委託後のサービス水準や事業の推進状況などの検証を行うとともに、今後の運営形態について労使による協議の場を設け、安定的な提供にむけ必要に応じて再公営化を行うこと。
2. 総合評価制度や最低制限価格制度等の導入など入札改革を行うとともに、公契約条例を制定するなど、委託労働者の公正労働を実現すること。
3. すべての公共サービス職場における労働安全衛生体制の確立にむけ、業務委託受託企業などに労働安全衛生法の遵守状況を確認するとともに、改善が必要な場合には是正を求めるなど適切な措置を講じること。
4. 災害発生時の対応については、事前に十分に協議し、発災後の対応が迅速に行われるよう危機管理体制を確認すること。また感染症の感染拡大により、業務に支障をきたすことが無いよう、危機管理体制の強化をはかり、必要に応じて是正を求めること。

職種別要求モデル（案）

【清掃職場】

1. 「廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」との最高裁判決を踏まえ、自治体における清掃職場の運営を直営とするなど責任ある対応をはかること。
2. 清掃職場は、災害や事故が発生すると重篤な事案につながることから、労働安全衛生法を遵守した職場体制を確立することはもとより、環境省が定めている「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、労働安全衛生体制の強化をはかること。
3. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、自治体での分別収集・再商品化の促進が求められることから、住民に丁寧な説明を行うとともに、実施にむけた十分な予算を確保すること。
4. 自治体責任による地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、「ふれあい収集」などごみ出し困難者の支援をはかること。

【給食職場】

1. 学校給食施設および設備の整備管理にかかる衛生管理基準、ならびに労働安全衛生法第3条に基づき、食品の衛生管理を行うことはもとより、職員の健康管理を徹底する観点から、給食調理場に空調設備を設置すること。
2. ノロウイルスへの対策は、検査等により感染を未然に防ぐことが非常に重要であることから、調理従事者（以下、会計年度任用職員を含む）に対するノロウイルスの検便検査を行うこと。また、調理従事者およびその家族が感染性胃腸炎への感染および疑いがある場合、調理従事者が受検する高感度検査費用を全額公費で負担するとともに、適切な休暇制度を確立すること。
3. 子どもの貧困率の増加に伴い、食事回数が減っている子どもが存在し、子どもの生命に関わる大きな問題が生じている。学校の三期期間（春休み・夏休み・冬休み）においても同様の事態が発生していることを踏まえ、休校を想定した食事の提供体制、あるいは、学童保育に通う子どもたちへの食事提供体制の確立にむけて労働組合と協議すること。

【学校用務職場】

1. チェーンソーや刈払い機を使用する際、児童・生徒、または当該用務員等（会計年度任用職員、委託事業者を含む）の安全確保のために、労働安全衛生法第59条第3項が定める特別教育を適切に受講させること。あわせて、法令改正がされた際は、遅滞なく対策を講じるとともに、必要な予算を確保すること。
2. 高所や脚立からの転落事故が発生していることから、適切な安全装具（ヘルメット、安全帯等）を貸与すること。あわせて、労働者の安全を確保するためアスベストについても適切な対応をはかること。

3. 有機溶剤等材料の保管や児童・生徒が触ると危険な工具を使って作業するために、用務員等が管理する施錠付き作業室を確保すること。
4. 学校施設を適切に維持管理するにあたり、さまざまな廃棄物が排出されることから、法令順守の下で適正に処分できる予算を確保すること。

2025年度予算 第1次省庁要請行動

文部科学省要請行動

第1次要請行動 2024年6月25日

自治労参加者：吉岡正輝 学校給食部会幹事、甲斐健悟 学校用務員部会幹事、吉村秀則 事務局長

文部科学省参加者：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課、総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局 健康教育・食育課

【学校給食職場関係】◎が回答項目

1. 調理員やその家族がノロウイルスに感染した際は、「学校給食衛生管理基準」の学校給食従事者の健康管理に「調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じる」と示されているものの、年次有給休暇で対応している自治体もあることから、実態に応じた基準の改正を行うとともに、感染症に対し衛生管理基準に沿った施設・設備の維持にむけ、必要な予算措置を確保すること。◎

①<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目1回答の概要

文科省では学校給食の調理過程における衛生管理等をはかる上で望ましい基準として、「学校給食衛生管理基準」を定めている。その中において、ノロウイルスを保有していないことが確認できるまでは、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう求めているが、その具体的な方法については、雇用者である自治体において当該職務分掌などを踏まえて適切にご判断いただきたい。

施設関係の予算措置については、学校施設の新増築や改修において、現行で2分の1から3分の1の補助を行っているため、引き続き予算措置を確保していく。

②<自治労>第1次要請 【学校給食職場関係】項目1追加要請1

ノロウイルス感染の疑いがある職員について、調理業務には従事しなければ出勤可能と解釈されるが、ノロウイルス自体は空気感染の可能性もあり、マスクをしているとはいえ調理師が業務にあたっている職場に出勤すること自体にリスクがある。調理に従事しないとしても、導線図や工程表を終日作成し続けるということは現実的ではなく、有給か職免かは次の段階の話としても、国として、まずは出勤不可という考え方を示していただきたい。現状の考え方のままであることにより、最終的なリスクのしわ寄せは学校に通う子どもたちに行くことになる。

③<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目1追加要請1に対する回答

ご指摘の通り、自治体によっては調理員が調理に従事しない場合、その代替業務が無いケースも理解する。しかし、それも自治体や調理場によって状況が異なるため、文科省として統一的に休暇を取得するよう助言を行うことはできず、法令上も、ノロウイルス関係において出勤停止となる定めは無いため、自治体ごとに適切な判断を行うこと、として留めざるを得ない。

2. 給食調理場の温湿度管理や衛生管理は、食中毒を発生させない、また調理員の安全衛生の点からも重要であるが、自治体によっては適切な環境ではないことから、空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、空調設備の未設置自治体に環境改善交付金の対象であることの周知徹底をするとともに、さらなる拡充を行うこと。◎

①<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目2回答の概要

空調設備の設置に関しては2020年の予算措置より、給食設備の中での空調設置に対する補助を行ってきている。また多くの自治体では空調設置が進んでいない現状もあり、高温多湿の環境下での業務従事から、健康リスクもある現状であると認識している。また、給食そのものの安全面

ということからも設備の充実が必要なことである。最終判断は学校設置者の予算優先順位によるものであるが、文科省としては引き続き給食関係設備が充実するよう、支援を進めていく。

②<自治労>第1次要請 【学校給食職場関係】項目2追加要請1

予算補助が3分の1に留まっているため、空調設置に要する残り3分の2の予算措置が行えずに、整備ができていない自治体が多いのが実態である。そのため、補助の総額、あるいは設置義務を促す、といった方向性について検討いただきたい。湿度90%ほどの職場環境で業務にあたっている調理員の健康リスクは極めて高く、また、衛生管理面においても給食提供を受ける子どもたちへのしわ寄せが起きている。加えて、設置がされていない場合は当該の3分の1補助が何に使用されているのかも不透明であるため、周知徹底についても強く要請する。

③<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目2追加要請1に対する回答

昨今では学校普通教室や体育館などへの空調設置についても、当該の補助金で賄われている。災害が多発する近年では、避難所の役割を果たす体育館から優先する自治体もあると承知している。そういった中で、給食調理場の設備充実も必要なことであると理解はしており、国全体の予算状況は厳しいものの、物価高騰も踏まえて、全体的な予算確保にむけ、いただいた意見を踏まえて引き続き取り組んでいく。

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨が各自治体まで周知されていないことから、大規模災害時などでは、迅速な対応が図られる必要があるため、引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において未整備であることから、国が「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 外国人児童をはじめ、食物アレルギーや医療ケア児など、すべての児童に平等な給食提供を行うため、さまざまな対応に対して想定される事例調査を実施し、教職員および調理員に対し研修等を行うとともに、アレルギー対策や食事制限、宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに必要な人員確保ための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさや必要性を伝え、身につけさせることは、食育を推進するうえで重要であることから、「つながる食育推進事業」による学校給食事業への予算を確保するとともに、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が積極的に関わられるよう各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消やオーガニック食材の使用、および食品ロスの取り組みについてはSDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう文部科学省が事業展開し、関係省庁と連携して交付金による支援についても検討すること。

7. 物価高騰の影響は食材費のみならず、衛生管理保持に必要な消耗品にも及ぼしていることから、保護者負担の軽減と安定的な給食の提供にむけ、必要な予算を確保すること。◎

①<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目7回答の概要

学校給食費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）の活用を都道府県教育委員会に促してきたところ、多くの自治体で活用いただいております。保護者負担の軽減がはかられていると認識している。総務省においては2024年度地方財政対策として、ごみ収集や学校給食などの自治体サービスや施設管理などの委託費増額を踏まえ、一般行政経費に

300億円を計上している。引き続き政府全体の状況を見つつ、学校給食に関する対応についても検討していきたい。

②<自治労>第1次要請 【学校給食職場関係】項目7追加要請1

職員のみを対象に学校給食費を値上げし対処を行うケースもあるが、それでも物価高騰には追い付いておらず、例えば卵などの高価な食材を使用できずに安価な食材、栄養バランスが十分でない食材で代替せざるを得ない現状である。子どもの成長に大きな関係性のある給食において、そういった対応は相応しくないと考えており、実態に見合った対応を求める。

③<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目7追加要請1に対する回答

当該の重点支援地方交付金では、学校給食費等の支援については、推奨事業メニューであり重点的に活用いただくよう示してきたところである。改めて、政府方針との兼ね合いを見ながら、いただいた意見を踏まえて取り組んでいく。

8. 調理員不足による業務過多により、ヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案の恐れが高まるとともに、定年引き上げに伴い高年齢層の調理員の割合が増加するため、適切な衛生管理のもと、安全で安心した学校給食の提供にむけ、配置基準を見直すとともに、現場実態に応じた人員配置（調理員）を自治体に求めること。

あわせて高年齢層の調理員の働き方（業務内容）について各自自治体の事例を共有し、検討を行うよう自治体に促すこと。

9. 学校給食の民間委託化を推し進めてきた結果、委託業者の破産申請などにより、多くの子どもに大きな影響を及ぼしたことから、安定的に安全で美味しい給食の提供にむけ、民間委託導入後のサービスの水準や財政などの現状と課題を十分に検証・検討を行うとともに、必要に応じて再公営化を促すこと。

【学校用務員職場関係】◎が回答項目

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用について予算措置を行うこと。

2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されていることが多く、施設の破損状況の確認や開設にむけた応急修理が必要であるとともに、避難者に必要な物品準備など学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要であることから、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけるとともに、防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要の予算措置を行うこと。◎

①<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目2回答の概要

災害発生時には職員が自己の役割を把握し、平常時にはない業務対応にあたっていくことが重要である。その役割分担に関しては学校保健安全法で、各学校において地域実情に応じた職員の対処要領として危機管理マニュアルを作成することと定めている。地域実情とは、当該地域の災害リスクや学校規模、職員構成が勘案されるが、学校用務員を防災組織体制に位置付けるかどうかについては、校長判断において「必要である」とされれば可能である。つまり、学校用務員を一員に位置付けるかどうかは、各学校の実情に応じて定めることが基本となるため、国として、

位置付けるべきかどうかの見解を示すことは相応しくないと考えており、各学校で必要があれば加えていただきたい、と考えている。

また、これに関連した資格取得などに要する予算措置についても、自治体や所属長の判断で行われるべきと考えている。例示いただいた防災士に関して言及すると、自治体全体で防災士を増やし防災体制を整えていく、として補助措置を行っている自治体もあるので、そういった形での対応をお願いしたい。

②<自治労>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目2追加要請1

近年、自然災害が頻発している中で、学校は必ずと言っていいほど住民の避難所として役割を果たしているが、避難所を開設する際、施設を熟知していないために、避難所としての最適な環境が整えられないままの運用も見受けられている。学校用務員は、日常業務から学校という設備を最も把握しており、災害時こそ、そういった知識が活かされる場面が多々起こり得る。住民、子どもたちの安全安心のためにも、防災組織体制における学校用務員の必要性について助言を行っていただきたい。

③<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目2追加要請1に対する回答

学校における用務員の重要性、必要性は十分に理解しており、充実した防災体制を構築するという観点から、学校用務員が組み込まれるべきという点は理解している。しかし、法的に体制構築に関する権限が校長にあるため、文科省が作成している「学校の危機管理マニュアル作成の手引」のようなガイドライン上では、危機管理マニュアルにおいて、どのようなことがポイントとなるかという点で留めるまでが限界である。学校ごとに人数から体制から異なる点が多岐に渡るため、具体的に示すことが難しい。今後、どのような形でメッセージとして発信できるか、いただいた意見を踏まえて検討していきたい。

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。

4. 近年の記録的高温が続く中、屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることから、用務員の熱中症アラートに対する対策を明確にしたうえで、取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。◎

①<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目4回答の概要

学校用務員は屋外業務も含め学校設備全般の環境整備に対応いただいております。業務を行う場所に合わせた熱中症対策は重要である。熱中症対策については厚生労働省より、労働者全体の熱中症対策としての取り組み事例、対策が紹介されている。例えば、熱中症アラートを前日夜や当日朝に確認していただき、健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合には、水分補給やこまめな休憩をとり、熱中症予防を意識的に行うことが重要であると示されている。文科省においても、職務に専念できる適切な労働環境確保のため、労働安全衛生の管理体制整備が重要であると考えており、例えば、教職員の健康障害防止対策について衛生委員会の調査審議事項に挙げるよう周知するなど、適切に努めるよう各自治体に依頼している。引き続き文科省としても、法に則り労働安全衛生管理体制を整えるよう周知していくとともに、厚生労働省の取り組みに従って適切な熱中症対策が取れるよう支援していきたい。

②<自治労>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目4追加要請1

学校用務員は屋内外問わず常に熱中症に注意を払いながら業務にあたっているが、いくら熱中症アラートが危険な状態を示している場合でも、例えば草刈りを行わない場合に害虫が多く発生しさま

ざまなリスクを高めるケースなど、子どもたち、地域住民のためにも必ず行わなければならない業務もある。そういった業務に従事する職員の労働安全衛生の観点からも、現場実態に応じた装備などの充実に活用できる予算措置をお願いしたい。

③<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目4追加要請1に対する回答

年々気温が高くなる中でも学校用務員は日中に屋外で業務に従事しなければならない状況は理解しているが、文科省としては、例えばアイスベストなどの装備充実に関わる予算確保を行うことは難しく、水分補給や休憩時間の確保といった対応をお願いすることとなる。厚生労働省もはじめ、熱中症対策は毎年検討されてきているので、文部科学省としても意見を受け止め、取り組める内容を模索していく。

5. 学校施設の維持管理にあたり、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されていることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。

2024年 6月 25日

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁 様

全 日 本 自 治 団 体 労 働 組 合
中 央 執 行 委 員 長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権にむけた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。
現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等に関することが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合は通学に支障をきたす恐れもあり、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となる中、教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。特に学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

地域実態にあった教育を推進する観点から、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の勤務労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたることから、子ども達が安全で楽しく学べる環境を実現するための予算措置にむけ、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【学校給食職場】◎が回答項目

1. 調理員やその家族がノロウイルスに感染した際は、「学校給食衛生管理基準」の学校給食従事者の健康管理に「調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じる」と示されているものの、年次有給休暇で対応している自治体もあることから、実態に応じた基準の改正を行うとともに、感染症に対し衛生管理基準に沿った施設・設備の維持にむけ、必要な予算措置を確保すること。◎

2. 給食調理場の温湿度管理や衛生管理は、食中毒を発生させない、また調理員の安全衛生の点からも重要であるが、自治体によっては適切な環境ではないことから、空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、空調設備の未設置自治体に環境改善交付金の対象であることの周知徹底をするとともに、さらなる拡充を行うこと。◎

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨が各自治体まで周知されていないことから、大規模災害時などでは、迅速な対応が図られる必要があるため、引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において未整備であることから、国が「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 外国人児童をはじめ、食物アレルギーや医療ケア児など、すべての児童に平等な給食提供を行うため、さまざまな対応に対して想定される事例調査を実施し、教職員および調理員に対し研修等を行うとともに、アレルギー対策や食事制限、宗教食等に対応できる給食施設の整備、なら

びに必要な人員確保ための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさや必要性を伝え、身につけさせることは、食育を推進するうえで重要であることから、「つながる食育推進事業」による学校給食事業への予算を確保するとともに、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が積極的に関わられるよう各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消やオーガニック食材の使用、および食品ロスの取り組みについてはSDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう文部科学省が事業展開し、関係省庁と連携して交付金による支援についても検討すること。

7. 物価高騰の影響は食材費のみならず、衛生管理保持に必要な消耗品にも及ぼしていることから、保護者負担の軽減と安定的な給食の提供にむけ、必要な予算を確保すること。◎

8. 調理員不足による業務過多により、ヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案の恐れが高まるとともに、定年引き上げに伴い高年齢層の調理員の割合が増加するため、適切な衛生管理のもと、安全で安心した学校給食の提供にむけ、配置基準を見直すとともに、現場実態に応じた人員配置（調理員）を自治体に求めること。

あわせて高年齢層の調理員の働き方（業務内容）について各自治体の事例を共有し、検討を行うよう自治体に促すこと。

9. 学校給食の民間委託化を推し進めてきた結果、委託業者の破産申請などにより、多くの子どもに大きな影響を及ぼしたことから、安定的に安全で美味しい給食の提供にむけ、民間委託導入後のサービスの水準や財政などの現状と課題を十分に検証・検討を行うとともに、必要に応じて再公営化を促すこと。

【学校用務員職場】◎が回答項目

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用について予算措置を行うこと。

2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されていることが多く、施設の破損状況の確認や開設にむけた応急修理が必要であるとともに、避難者に必要な物品準備など学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要であることから、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけるとともに、防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要な予算措置を行うこと。◎

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。

4. 近年の記録的高温が続く中、屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることから、用務員の熱中症アラートに対する対策を明確にしたうえで、取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。◎

5. 学校施設の維持管理にあたり、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されていることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。

以上

2025年度予算 第2次省庁要請行動

厚生労働省要請行動

第2次要請行動 2024年11月13日

自治労参加者：天本敬久 一般現業部会幹事、濱田歩美 同幹事、吉村秀則 事務局長

厚生労働省参加者：老健局、社会・援護局（社会）、医政局、保険局、労働基準局、
医薬産業振興・医療情報、健康・生活衛生局

【学校用務職場関連】

(9)学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

①<厚生労働省>第2次要請 【学校用務職場関連】項目9回答の概要

学校用務員については、一般的に労働安全衛生法令の適用を受けており、学校用務員の安全と健康を確保することは重要であると認識している。学校用務員の業務は、学校という特定の環境下で作業が行われるものであり、個々の作業については工具等を用いた作業も含まれている。これによる労働災害を防止するためには、労働安全衛生法令に基づく、雇い入れ時教育などにおいて、業務に応じた必要な教育が行われるよう、労働安全衛生管理体制が整備、維持されることが重要である。

労働安全衛生法令において、労働者が使用する際に講習の修了などを求める機械等については、その遵守がなされていない場合、各労働基準監督署において、事案の把握後、必要に応じて適切に指導等が実施されている。

厚生労働省では都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努めている。要望を踏まえ、必要に応じて各関係省庁に対し要望の内容について協議させていただく。

②<自治労>第2次要請 【学校用務職場関連】項目9追加要請1

厚生労働省としては、基本的に労働安全衛生法に基づいて対応を求める姿勢であることは理解している。加えて、学校現場は文科省や教育委員会管轄であるが、現場実態として、特別教育の徹底がなされていないなどの現状も見受けられる。また、学校用務員の業務は多岐に渡るため、個別に細かな徹底は容易ではないと思われるが、労働安全衛生の観点から、徹底した遵守がなされていない実態を加味し、厚生労働省として可能な対応をお願いする。

(10)近年の記録的高温が続く中においても、学校用務員は屋外において業務を行う必要がある。屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることを踏まえ、関係

省庁と連携し取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。

①<厚生労働省>第2次要請 【学校用務職場関連】項目10回答の概要

厚生労働省においては「職場における熱中症予防基本対策要綱」を策定するとともに、基本的な熱中症予防対策や、熱中症発症時の応急措置等の適切な実施を広く呼び掛けるキャンペーンを毎年5～9月に実施するなど、職場における熱中症予防対策を推進している。また、職場における熱中症予防対策の周知事業として、専用のサイトを設置・運営しており、当サイトにおいて「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」や教育動画を公開し、周知普及に努めているところである。

これらの取り組みに関しては予算措置を講じているところだが、今後も必要な予算を確保し、熱中症対策推進会議において関係省庁と連携しつつ、必要な取り組みを進めていきたい。

②<自治労>第2次要請 【学校用務職場関連】項目10追加要請1

熱中症に関しては、記録的な猛暑が頻発する昨今は重要な課題である。厚生労働省より「猛暑の環境下における作業の自重」を求めていたとしても、実際の学校現場では「作業しない」選択は困難である。取り組んでいる周知普及については、厚生労働省だけでは、通知含めて各現場まで届かないと思われるため、関係省庁含めた連携による取り組みをお願いしたい。また、毎年5から9月にキャンペーンにも取り組まれているとのことだが、とくに今年に見られたように、毎年同じ時期に同じ気候という実態ではないため、状況に見合った周知啓発をお願いする。

2024年 11月 13日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、経済状況や労働価値に見合った十分な賃金がすべての労働者に確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域社会において日々、安心して暮らしていくためには、持続可能な社会保障制度を確立することが何より重要です。2024年度政府予算における社会保障関係費は37兆7,193億円となり、過去最大の規模となりましたが、2025年度政府予算においても、引き続き、地域における医療や保健体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、かつてない高まりを見せる社会保障に対する市民の期待やニーズに応える必要があります。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

【学校用務職場関連】

(9) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

(10) 近年の記録的高温が続く中においても、学校用務員は屋外において業務を行う必要がある。屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることを踏まえ、関係省庁と連携し取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。

以上

2024-2025 年度 学校用務員部会運動方針

1. 取り巻く情勢変化に伴う課題について

2020 年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活様式を著しく変化させ、その影響は学校生活においても一斉休校など、大きな影響を与えました。2023 年 5 月から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが 5 類へと移行したことにより、徐々にコロナ禍以前の社会生活に戻りつつあります。

一方、学校現場を取り巻く状況は、全国の公立小中学校施設では建築 25 年以上経過した建物の面積が全体の約 8 割になるなど、施設の老朽化に伴う安全面が十分に確保できず、また、防災拠点の観点からも大きな不安を抱えています。

そのような状況のもとで、児童生徒等が安全で楽しく学べる環境をつくり上げていくため、学校施設の維持・修繕をはじめとする、多くの業務を担う学校用務員が果たす役割は極めて重要です。あわせて、外国籍や宗教をはじめ、生徒児童等の多様化により、施設の保全のみならず、教育体制の一翼を担うことが求められています。

これまで以上に、各自治体や各学校に求められるニーズが多様化・複雑化する状況において、現場からの取り組みの実践が重要である。こうした情勢の変化や定年引き上げに伴う課題をはじめ、人員配置や労働安全衛生の確立など、あらゆる課題の解決にむけ、取り組みを進めます。

2. 学校の安全対策に関する取り組み

学校管理下で発生する事故や犯罪については減少傾向であるものの、未だに多くの事件や事故が発生し、児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い状況です。改めて、事故や犯罪を未然に防ぐ対策は喫緊かつ重要な課題となることから、各現場実態に応じた対策を講じることが求められます。学校施設を熟知している学校用務員が持つ技術・技能・経験を活用し、学校を児童生徒等にとって安全で安心して生活できる場とするため、教職員・保護者・地域と連携しながら学校安全計画の策定・実施に積極的に参画します。

<中央本部>

- ・学校保健安全法 27 条を踏まえた学校施設・設備の安全点検等における先進的な単組事例について情報発信していきます。
- ・全ての児童生徒等が安心して学校に登校できる環境づくりにむけ、全国の実態について情報共有し、課題解決にむけ、国会・省庁対策に取り組みます。
- ・学校用務員が学校安全対策に従事する者として位置づけられるよう省庁・国会対策を進めます。

＜県本部・単組＞

- ・学校職員の一員として、日頃より安全・衛生管理を行っている学校用務員が、事故の要因や危険の早期発見、不審者対応などを率先し、他の職員や地域との連携をはかります。
- ・外国人の児童生徒等が理解しやすい表示などの設置にむけ取り組みます。
- ・全ての児童生徒等が安全で安心な登校にむけ、点字ブロックの設置など現場実態に応じた取り組みを進めます。

3. 配置基準の策定と直営堅持の取り組み

学校教育法第37条で「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員を置かなくてはならない」と明記されているが故に、学校用務員は置くことのできる職員として各自治体の判断で配置され、配置されていない自治体も存在しているのが実態です。

児童や生徒に携わり、施設・環境整備を担っている学校用務員の未配置校が増えている中、教育基本法の大原則である教育の機会均等の原則を踏まえ国ならびに設置者である自治体の責任において最低限の配置基準策定を求めていかなければなりません。また、学校用務員の委託については、現場での迅速な対応が困難であり、また偽装請負となる恐れもあることから、自治体で雇用される職員配置を基本に取り組みを進めていくことが重要です。

＜中央本部＞

- ・学校教育法第37条で「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員を置かなくてはならない」とあるが、ここに「学校用務員」を明記するよう省庁・国会に対し働きかけます。
- ・学校用務員の必要性について議論し、単組交渉で資する情報を発信します
- ・トップランナー方式による算定基準の検証・分析し、必要な人員配置にむけ、省庁・国会対策を取り組みます。
- ・包括的業務委託における偽装請負等の恐れがあることから、教職員の関係団体と連携し、各省庁対策に取り組みます。

＜県本部・単組＞

- ・技術や技能の継承などを踏まえ、必要な人員確保にむけ取り組みます
- ・包括的業務委託における偽装請負等が見受けられる際は、当局に違法性を質し、法令遵守にむけ取り組みます
- ・学校用務員の業務内容が地域住民からの支持・理解されるよう、住民アピール行動の取り組みを強化します
- ・同じ職場で働く会計年度任用職員の処遇改善・組織化にむけ取り組みます

4. 防災拠点としての学校と用務員の役割の発揮の取り組み

近年、気候変動等の影響により、大地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生な

ど、自然災害が多様化・頻発化・激甚化しており、学校施設では、災害発生時における避難所としての防災機能の強化がこれまで以上に求められています。

災害時の避難所に必要とされるものは、施設などのハード面のみならず、運用していく人員などソフト面の充実も必要不可欠です。私たちは、保護者だけでなく地域ボランティア等と日頃から連携し、学校用務員が自治体職員として避難者の救護活動や避難所と行政とのパイプ役になるなど、その中心的役割を担うことが可能です。業務継続計画の充実をはじめ、災害時における学校用務員の役割の明確化など、平時から危機管理マニュアルを把握し、防災に関する施設や設備の日常的な点検を行うことが重要です。あわせて、災害時に備えた、横断的な組織の連携強化も必要です。

<中央本部>

- ・部会を通じて学校用務員を災害対応職員に位置づける必要性について議論し、情報発信します。
- ・学校用務員を災害対応職員と位置づけと研修の実施にむけ、省庁・国会対策を進めます。

<県本部・単組>

- ・学校の構造体・非構造部材の日常点検の実施にむけ、取り組みます。
- ・各自治体による学校防災組織への学校用務員の位置づけの明確化と、救急救命法や消火機器ならびに、防災備蓄物の取り扱いについての研修受講にむけ取り組みます。
- ・学校を熟知した学校用務員の視点を生かした、防災倉庫設備の充実にむけ取り組みます。
- ・学校避難所開設では、避難所運営の担当を担うべく行政の一員としての役割の明確化にむけ、取り組みます。

5. 活性化から職の確立、「新たな技能職」をめざすための政策実現に向けた取り組み

学校用務員は、既に失効した「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令」において、「小使」として職業差別としての歴史があります。そうした状況においても、児童生徒等の視点に立ち、学校現場の安全・安心を支えるため、取り組みを実践してきた経験をもとに、現在では、「総合・生涯学習」や地域との連携など新たな業務を自らの提案のもと取り組みを進めています。

今後は「持続可能な開発目標」(SDGs)の取り組みが広がりつつある中、特に目標の1つである「誰一人取り残さない教育」をめざした取り組みの強化が必要です。児童生徒等をはじめ、教職員師や地域住民、保護者と接する中なかにおいて、日常の業務を見つめなおし、さらにSDGsの、実現にむけ学校用務員に求められる業務を考察し、「新たな技能職」を確立していかなければなりません。

＜中央本部＞

- ・活性化から職の確立、「新たな技能職」の取り組み事例を発信します。
- ・「新たな技能職」の確立にむけ集会等での職務の拡大や共同作業の必要性について発信します。

＜県本部・単組＞

- ・地域住民・保護者と学校、さらに自治体をつなぐ役割を果たすため、市民協働の実現にむけ取り組みます。
- ・職務研修につながる共同作業、グループ作業の実施・推進にむけ取り組みます。
- ・現場実態に応じた主任制度（リーダー制）の確立にむけ、取り組みます。
- ・学校におけるごみの分別・資源化の推進などに取り組みます。
- ・他職種と連携し、環境学習や食育などに参画します。
- ・学校内の職員会議などや必要に応じて打ち合わせに積極的に参加し、情報共有をはかります。
- ・業務の特徴を活かし、「総合的な学習の時間」に参画します。

6. 労働安全衛生の確立の取り組み

学校用務員の業務は多岐に渡るため、様々な業務を起因とする労働災害が発生し、特に高所作業での脚立や梯子からの転落による死亡事故の発生など重大災害に至っています。また、学校用務員の作業実態として、管理監督者がいないことが多いため、自らの安全を守るため危険予知トレーニング「KYT」と危険予知活動「KYK」の取り組みが重要です。

さらに業務内容によっては「特別教育」を必要とする工具などを取り扱うことがあるものの、未受講の状態で行うケースが見受けられるため、事業者責任のもと、労働安全衛生法で定められている「特別教育」の確実な実施に向むけ取り組みなければなりません。あわせて、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」などが発出された際には、施行時期までに遅滞することなく、必要な教育や対策を講じていく必要があります。また、機材や工具に限らず、学校現場では薬剤やガソリンなどの危険物を扱っており、児童生徒等が誤って触れることのないよう、法律に基づき、適切に保管することが重要です。

学校用務員の安全衛生の確立にむけては、学校用務員自身の安全や災害防止だけでなく、児童生徒等の安全・安心にも直結する課題であることから、下記の取り組みを通じ、現場実態に応じたリスクアセスメントを実施していかなければなりません。

- | |
|---|
| <p>① 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」により、6.75mを超える作業や高さ2m以上で作業床を設けることが困難な場所で作業を行う場合はフルハーネス型の使用が義務付けられたことから、転落事故防止にむけ、法令遵守のも</p> |
|---|

と、「高所作業時の墜落制止用器具の着用」「ヘルメットの正しい着用と選択（飛来落下物用・墜落時保護用）」を行います。

- ②学校の環境整備に伴い、用務員がチェーンソーや刈払機を使用する頻度が高く、他者を巻き込んだ重大事故の恐れもあります。また農薬や除草剤、ガソリンや灯油などを取り扱う事があるため、児童・生徒の安全確保のためにも労働安全衛生法第59条第3項が定める特別教育受講推進を進めます。
- ③生徒児童等の安全確保やシックスクール、事故防止のため、用務員が日常業務で使用する工具や薬剤等の適正な保管にむけ、作業室や保管庫等設置のための予算確保や補助の拡充を求めます。
- ④学校教育法施行規則第65条では「学校用務員は学校の環境整備その他用務に従事する」と明記されていることを踏まえ、労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することから、公務災害の防止にむけ、学校用務員の安全衛生管理要綱の策定を求めます。

<中央本部>

- ・危険な工具やガソリン・薬剤などの保管については、適切に管理されるよう、自治体への周知や予算措置にむけ、省庁・国会対策を進めます。
- ・すべての現場で特別教育の受講にむけ、自治体への周知徹底、予算確保にむけ、省庁・国会対策を進めます。
- ・安全管理要綱策定にむけ、省庁・国会対策を進めます。
- ・全治1ヵ月以上の重大災害が発生した場合は、「重大事故報告書（自治労書式）」の提出を求め、情報共有をはかり、再発防止にむけ取り組みます。

<県本部・単組>

- ・特別教育の受講にむけ、必要な予算確保に取り組みます。
- ・用務員室や作業室等での工具やガソリン・薬剤などの保管については、適切な保管対策が講じられるよう、取り組みを進めます。
- ・吹き付けアスベストや石綿が含有されている物品や原材料については、完全撤去にむけ、取り組みます。
- ・安全マニュアルの策定・充実にむけ、取り組みます。
- ・安全衛生規則第23条に基づき、月1回以上、安全衛生委員会を開催し、労働災害の撲滅に取り組みます。
- ・全ての現場で36協定の締結にむけ、取り組みます。

7. 定年引上げに対する取り組み

2023年4月より定年引上げが導入され、2年に1歳ずつ定年が引き上がることから、今後は65歳まで誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境の構築が必要です。学校用務員職場では、少数での現場対応が多く、また高所での作業など危険を伴う業務も多いため、高齢者でも安全で安心して作業を行うことができる業務

内容が求められます。これまで培ってきた技術・技能・経験を活用した人材育成などの研修の講師や地域との連携役などをはじめ、個人の身体的能力に応じた作業などを担っていくことが求められます。

＜中央本部＞

- ・部会を通じて現場実態を把握するとともに、全国の事例における高齢期の業務内容について発信します。

＜県本部・単組＞

- ・各現場実態、個人に応じた業務を構築します。
- ・労働安全衛生法第 62 条（中高年齢者等についての配慮）を踏まえた職場環境にむけ、労使一体となって取り組みます。

8. 感染症等に対する取り組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に講じてきた対策について、今後の新たな感染症対策として検証・分析していくことが求められます。また災害時における避難所運営は、従来とは異なる運用方法が必要とされ、避難所の受け入れ人数の制限や感染症対策などが必要となります。

そのため、これまでの現場における経験を踏まえ、現場実態に応じた予防対策の策定や備品などの充実など、学校用務員としての知識を活かした意見反映が求められます。

＜中央本部＞

- ・感染防止に関する保護具等の確保と、それに対する予算措置を求めます。
- ・あらゆる感染症に対応するために、地方創生臨時交付金など自治体の裁量で活用のできる予算を講ずるよう求めます。

＜県本部・単組＞

- ・感染防止用品（マスク・アルコール消毒液など）などの確保にむけ、取り組みます。
- ・現場実態に応じた対策を迅速に取れる体制の構築をめざします。

2024年 ○月 ○日

文部科学大臣
あべ 俊子 様全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権にむけた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等にすることが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合は通学に支障をきたす恐れもあり、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となる中、教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。特に学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

地域実態にあった教育を推進する観点から、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の勤務労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたることから、子ども達が安全で楽しく学べる環境を実現するための予算措置にむけ、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【学校用務員職場】

1. 学校用務員が環境整備を行うに際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用について予算措置を行うこと。

2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されていることが多いことから、避難所としての防災機能強化にむけ予算を拡充すること。施設の破損状況の確認や開設にむけた応急修理が必要であるとともに、避難者に必要な物品準備など

学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要であることから、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけるとともに、防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要な予算措置を行うこと。◎

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。

5. 学校施設の維持管理にあたり、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されていることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。◎

以上

2024年 11月 13日

厚生労働大臣

福岡 資麿 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石上 千博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、経済状況や労働価値に見合った十分な賃金がすべての労働者に確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域社会において日々、安心して暮らしていくためには、持続可能な社会保障制度を確立することが何より重要です。2024年度政府予算における社会保障関係費は37兆7,193億円となり、過去最大の規模となりましたが、2025年度政府予算においても、引き続き、地域における医療や保健体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、かつてない高まりを見せる社会保障に対する市民の期待やニーズに応える必要があります。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

【学校用務職場関連】

(9) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

(10) 近年の記録的高温が続く中においても、学校用務員は屋外において業務を行う必要がある。屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることを踏まえ、関係省庁と連携し取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。

以上

学校用務員部会取り組み報告

学校用務員部会部会長 岡山市現業労働組合 森田 俊範

この2年間学校用務員部会として7つの柱の運動方針に基づき取り組みました。

① 学校の安全対策に対する取り組み

施設や遊具の安全点検に基づき随時挙がってきた箇所の修理・補修を行っています。業者に依頼し修理を行うよりも迅速に危険箇所を原状復帰することができる上、安価で安全に修理することができるのも用務員が学校に配置されている大きなメリットです。

② 配置基準の策定と直営堅持の取り組み

全国的に用務員の非正規化が進み、会計年度職員への置き換わりが進んでおり、一部自治体では安易な民間委託が試験的に行われるまでになってきています。用務員業務は多岐にわたり、緊急を要する業務もあるため、契約と異なる偽装請負になりやすく、委託の提案には断固として反対をしていかなければなりません。近年は全国的に用務員の採用は少しずつですが勝ち取れてきています。

③ 学校用務員の職務を明確化し労働協約化する取り組み

職務を明確にすることで人員の採用に繋げていく交渉ができるため、労働協約を結んでいる単組も一定数ある一方、職務の明確化により人員を削減され会計年度への置き換えを進められるケースもあるため、それぞれの自治体の現状に合わせて進めていく必要があります。

④ 防災拠点としての学校と用務員の役割の発揮の取り組み

学校が避難所となっている場合が多く、学校施設を熟知している用務員が避難所運営に関わる事で、施設の破損や危険箇所の把握など2次災害を防ぐことも期待できます。防災士などの資格を活用した防災訓練への学校用務員の積極的参加に取り組んでいきます。

⑤ 活性化からの職の確立、「新たな技能職」をめざすための政策実現に向けた取り組み

最近ではSDGsの観点から学校用務として取り組みに参加する事例も挙がってきています。明日の講演や分科会でのグループワークのテーマとしても取り上げておりますので用務として何ができるか一緒に考えてみてください。

⑥ 労働安全衛生の確立と充実の取り組み

私たち用務員は、刈払機を使う業務、高所作業、チェーンソー、溶接、研削砥石の交換など特別教育や安全衛生教育を受けなければ、作業に従事することができない多くの業務を担っています。まだ多くの学校の管理職や教育委員会がそのことを認知していないため、文科省要請を継続しておこなっています。

⑦ 新型コロナウイルス感染症等に対する取り組み

今年5月までアルコール除菌作業や飛沫防止パーテーションの作成など多くの感染対策業務をおこなってきました。今後も新型コロナを含む様々な感染症対策について必要に応じて対応していきます。

現業フェア(平面図)



2025現業フェア出展内容について

現場の資材や機材、材料を使用する場合、当局との確認すること（消耗品などは本部で対応）

部会	対応者数	出し物	準備物	個数	責任者	必要金額	その他	
学校用務員部会			当日のスタッフ対応		三役常任（高橋・延岡）・〇〇幹事	本部負担		
		要請者以外の対応者	当日のスタッフ対応		当日の応援者 〇人	〇〇円	現業フェア予算20万から支出（要請者〇〇さん、〇〇さん）後日、本部から発文を发出	
	〇人で対応	防災グッズの制作	新聞紙		〇枚			（例）〇〇幹事が当日、持ってくる
			段ボール		〇個			（例）〇〇幹事が当日、持ってくる
			ごみ袋（45リットル）		〇枚		〇〇円	（例）〇〇幹事が購入の上、当日、持ってくる（後日、領収書を事務局に送付し、県本部通じて支払い）
			ペットボトルランタン用のペットボトル		〇個			（例）〇〇幹事・〇〇幹事が当日、持ってくる
			簡易段ボールトイレ		〇個		〇〇円	（例）〇〇幹事が事前に現地発送（後日、領収書を事務局に送付し、県本部通じて支払い）
			長方形テーブル		〇個		〇〇円	必要であるならレンタル
			パイプイス		〇個		〇〇円	必要であるならレンタル
			テント（サイズ）（防災取り組み紹介ブース用）		〇個		〇〇円	必要であるならレンタル
	〇人で対応	釘打ちなどの体験	工具（ビス、釘、アンカー等）		〇個			（例）〇〇幹事が当日、持ってくる
			工具（インパクトドライバーなど）		〇個		〇〇円	（例）〇〇幹事が事前に現地発送（後日、領収書を事務局に送付し、県本部通じて支払い）
			長方形テーブル		〇個		〇〇円	必要であるならレンタル
			パイプイス		〇個		〇〇円	必要であるならレンタル
			テント（サイズ）（防災取り組み紹介ブース用）		〇個		〇〇円	必要であるならレンタル
	当日対応無し	パネル展示	パネル		〇枚			（例）〇〇幹事が作成の上、当日、持ってくる（A3サイズでラミネート済み）
			パネル展示用パーテーション（EZフレームパネル）		〇枚		〇〇円	必要であるならレンタル
			ワイヤーフック		〇個		〇〇円	必要であるならレンタル
		郵送料	郵送料金（元払い）現場⇒東京				〇〇円	現業フェア予算20万から支出（後日、県本部通じて支払い） ※宛先「東京たま未来メッセ展示室A 自治労」4月18日（金）午後指定
			発送料金（着払い）東京⇒現場				〇〇円	現業フェア予算20万から支出（後日、県本部通じて支払い）
合計								

政策集会の用務員ブースについて（案）

金銭的に余裕がないことから、できることは限定されますが思いついたことを挙げます。少しでも金銭が余れば、当日に手伝いに来ていただく幹事の方への旅費負担軽減になればと思います。なお、スペース的にテント2張り程度（土のう12個）は必要かと思います。

① 防災グッズ作り

近年の多発する災害により、市民の防災への意識は高まってきている。そういった観点から、用務員には何ができるかを考えた場合、避難所でも自宅避難でも使えて簡単に作れるものを何点か用意し作成する。

例：作成するもの→新聞紙スリッパ（中に段ボール入れるバージョン、入れないバージョン）、ゴミ袋（45L）ポンチョ、ペットボトルランタン、段ボール瓦など

事前作成及び借用品→簡易段ボールトイレ（2個程度事前に作成）、段ボールベット（借用）※これらは設置しておき、体験してもらう

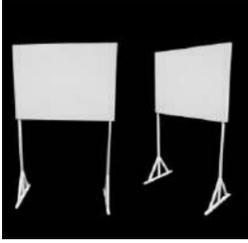
② パネル展示

用務員の仕事内容や避難所運営の様子の写真やイラスト（説明）を展示。できたら東北や能登の震災の様子の写真もあればなお良いかも。

他に、「ありったけの現場力」の動画放映。

③ 仕事で使用する工具や部品の便利なものたち

用務員は業務で、たくさんの工具や部品（ビス、釘、アンカー等）を扱うが、大変便利な工具を駆使して日々の業務をこなしている。そういった工具や部品を展示してどういった場面で使用しているのか紹介する。危険性の少ない工具（インパクトドライバーやテスター等の計器類）は実際に体験していただくのもアリかも。

品名	写真	サイズ	レンタル料金 (1泊2日)	必要数量	部会ごとの数量内訳	備考
EZフレームパネル W900× H1800		W900×H1800	2,750			
ワイヤーフック		ワイヤー長さ 最長900mm	330			
掲示板		W1200×D1200× H2000mm	3,300			画鋏留めOK
長方形テーブル (ワイド) 屋外用		W1800×D600 ×H700mm	1,540			
ビニールクロス (ワイド)		W1800×D600× H150mm	550			置いた物などが滑りにくくなる テーブルクロス
ガーデンテーブル (プラスチック)		Φ900×H700mm	3,300			
パイプイス (アルミ樹脂製), 屋外用		W515×D386× H745mm	330			
丸椅子,屋外用		サイズ: Φ330× H460mm	220			
ワンタッチ テント① (3m×6m)		3000mm×6000mm	11,000			セルフ組み立て
ワンタッチ テント② (3m×3m)		3000mm×3000mm	8,800			セルフ組み立て

コードリール (防雨型)		W280×H360× D190mm、 長さ30m	1,650			
電気フライヤー		W268×D378× H300mm	7,700			消費電力：AC100V・1450W 【付属品】 バスケット × 1 すのこ × 1
フライヤーセッ ト (LPガス用)		W360×D450× H290mm	13,200			油量：10~11L 使用ガス：LPガス ※LPガスは別会社へ別途見積 が必要。 ガス消費量：0.5kg/h ウォーマー付（保温ランプ： 100W） 【付属品】 揚げアミ × 1 底アミ × 1 すくいアミ × 1 ウォーマー × 1

学校用務員部会幹事会地連報告

県本部

地 連	氏 名	
-----	-----	--

【単組名】

2025年4月1日現在 直営の学校用務員数		人
正規職員		人
会計年度任用職員 フル		人
会計年度任用職員 短		人

2025年4月1日現在 直営の学校用務員（会計年度任用職員含む）が配置されている学校数				校	
幼稚園	園	小学校	校	中学校	校
高等学校	校	養護学校	校	小中一貫校	校
中高一貫校	校				

2025年4月1日現在 直営の学校用務員（会計年度任用職員含む）が配置されていない学校数						校
幼稚園	園	小学校	校	中学校		校
高等学校	校	養護学校	校	小中一貫校		校
中高一貫校	校					

内、委託化されている学校数						校
幼稚園	園	小学校	校	中学校		校
高等学校	校	養護学校	校	小中一貫校		校
中高一貫校	校					

2025年4月1日現在 配置基準	有	無
記入例①	・各校1名配置。	
記入例②	・小学校18学級以上2名、中学校9学級以上2名、それ以下は1名。その他、養護学校、高等学校は2名配置。	
配置基準 内容		

統廃合の現状、またその取り組みについて

①小中学校の統廃合に関する状況

②上記に関する取り組みについて

※該当がある際は下記の2項目について報告をお願いします。

小中一貫校が設置されている際の学校用務員の配置基準について

幼稚園に用務員が配置されている際の配置基準について

記入例

〇〇県本部	学校用務員数			
	正規職員	会計年度任用職員 フル	会計年度任用職員 短	計（会計年度任用職員含む）
単組1	100人	2人	0人	102人
単組2	30人	6人	2人	38人
単組3	5人	14人	9人	28人
単組4	4人	0人	8人	12人
単組5	10人	0人	5人	15人
〇〇県全体	149人	22人	24人	195人

〇〇県本部	直営配置							
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護学校	小中一貫校	中高一貫校	計
単組1	0園	80校	18校	2校	1校	1校	0校	102校
単組2	0園	36校	0校	0校	0校	0校	0校	36校
単組3	0園	18校	5校	0校	0校	1校	0校	24校
単組4	0園	3校	2校	0校	1校	0校	0校	6校
単組5	1園	10校	0校	0校	0校	0校	0校	11校
〇〇県全体	1園	147校	25校	2校	2校	2校	0校	179校

〇〇県本部	委託							
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護学校	小中一貫校	中高一貫校	計
単組1	0園	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
単組2	0園	0校	11校	0校	0校	0校	0校	11校
単組3	0園	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
単組4	0園	3校	0校	0校	0校	0校	0校	3校
単組5	0園	0校	2校	0校	0校	0校	0校	2校
〇〇県全体	0園	3校	13校	0校	0校	0校	0校	16校

〇〇県本部	学校用務員数			
	正規職員	会計年度任用職員 フル	会計年度任用職員 短	計（会計年度任用職員含む）
単組1				0人
単組2				0人
単組3				0人
単組4				0人
単組5				0人
〇〇県全体	0人	0人	0人	0人

〇〇県本部	直営配置							
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護学校	小中一貫校	中高一貫校	計
単組1								0校
単組2								0校
単組3								0校
単組4								0校
単組5								0校
〇〇県全体	0	0	0	0	0	0	0	0校

〇〇県本部	委託							
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護学校	小中一貫校	中高一貫校	計
単組1								0校
単組2								0校
単組3								0校
単組4								0校
単組5								0校
〇〇県全体	0	0	0	0	0	0	0	0校

職場改善チェックリスト(学校用務員)

日 時	年 月 日 時 ~ 時		(天候: 気温: °C)		
巡視場所					
巡視同行者					
職場概要					
職 員 数 : 計	人 (内 男性	人・女性	人)		
健康診断受診者 : 計	人 (内 男性	人・女性	人) 受診率	%	
公務災害発生の有無 : 有	人 (過去3年	件) ・	無		
(災害の概要:)					

長期休業者の有無 : 有	人	・	無		
	チェックポイント	評 価			気づいたこと (改善・参考にすべきこと)
		良	要改善	要検討	
ごみ置き場	設置場所は適切である (回収車が入りやすく、動線も確保されているなど)				
	悪臭や埃がなく、きちんと清掃が行われている				
	危険物はない				
	整理整頓されている				
	夜間や休日は施錠されている				
危険物倉庫	法令上必要な表示はある				
	法令で定められている設置基準 (防爆構造、指定数量等) で適切に保管されている				
	施錠がされている				
	消火器の設置はされている				
作業室・用務員室	作業マニュアルが作成され、遵守が徹底されている				
	適切な場所に作業室が整備されている				
	床には配線等で蹟く物がない				
	整理整頓されている				
	作業等する場所の照度 (150lx以上) は適正である				
	鍵等は適切に保管されている				
	農薬や危険物等は、関係法令に基づき、適切に保管されている				
	窓及び出入り口の施錠がしっかりできる				
	工具類・刃物類の管理は万全である				
	棚等の転倒防止対策はできている				
	高所から落下するような物の置き方はしていない				
消火器の設置はされている					
配膳室	設置場所は適切である				
	悪臭や埃はなく、きちんと清掃が行われている				
	室温や換気が適切に維持されている				
	出入り口の施錠はしっかりできる				
	消火器の設置はされている				

職員の作業環境について	作業服の着用はされている			
	ヘルメット等の保護具を適正に使用している			
	特別教育の受講や資格を有する作業は、必ず有資格者や受講済者がその業務を行うことが徹底されている			
	高所作業を行う際はヘルメットや墜落制止器具などの安全装具を完備し、2メートル以上の高所作業を行うために必要な特別教育を受講している			
(全体を通して気づいたこと)				

チェックリストの例

職場巡視の際に使用するチェックリストの例を示すものです。

このチェックリストはあくまでも一つの例であって、必ずしもどの職場でも使えるというところまで志向したものではありません。むしろ、このチェックリストの例を参考に、それぞれの職場に応じたリストの作成が期待されます。

1 不足していると思われる項目、逆に不要と思われる項目については適宜つくりかえを行ってください。また、チェックリストを導入した後も、巡視項目やリストの書式などを適宜見直し、より効果的な職場巡視を行うよう心がけてください。

2 評価の欄は今回空欄としました。評価欄の利用については、「要改善」「要検討」や「ABC」などの選択式評価ポイントとすることや、「よくできている」「すぐに改善したほうが良い」など自由記載によって運用することも想定されます。事業場で使用する前に、評価方法について検討し、簡単でかつ結果につながりやすいと思われる方法を採用してください。

3 本チェックリストの例のほか、各団体で実際に用いられているもの、あるいは調査の記入要領に載せた項目なども、ぜひ参考にしてください。

職場改善チェックリストについて（案）

北信地連選出幹事 富山市職 別府宣幸

日時

- ・天候、気温は不要では？

ゴミ置き場

- ・設置場所は適切である。とあるが、適切な基準が分からないので具体例を入れてた方が良いのでは。
（例）回収車が入りやすく、動線も確保されているなど

灯油置き場

- ・法令で定められている設置基準で適切に保管されている→法令設置基準（防爆構造、指定数量等）が遵守されている。※具体例を入れないと適切という事がわからないと思われる。

作業室・用務員室

- ・追加項目：床には配線等で躓く物がない
- ・作業等するところの照度は適正である→作業等する場所の照度（150lx 以上）は適正である。に変更

配膳室

- ・設置場所は適切である。とあるが、設置場所の適切とは？いらない項目なら削除でもいいかも。

職員の作業環境について

- ・一番左側項目の「職員の作業環境について」の書き順を左側からにしていきたい
- ・ヘルメットを適正に使用している→ヘルメット等の保護具を適正に使用している。に変更

学校用務員部会幹事会地連報告について（案）

・「用務員配置基準や配置数について」は、学級数を基準にしている以外にも学校規模（全校人数や敷地面積）や学校単位（全て1人配置）など多様にあることから、例だけ示して白欄にして自由記載が良いと思います。この書き方だと分かりにくいです。ただ現時点での正規職員、会計年度任用職員の人数項目は必須です。

・「統廃合に対する状況」は、もう少し大きく欄を取った方がよいかも。このスペースで行くなら、書ききれない場合は別紙記載でお願いします的な文言があってもよいかと思います。

・単組内の小中学校数、幼稚園数の記載も追記願います。

・「新規採用獲得状況」（例：今年度1名獲得、〇〇年間採用がない等）も追記願います。

・「特徴的な取り組み（例：作業班を作り各校を回っている。班体制をとっている。年1回用務員のアピール行動をしている等）」の欄を追記願います。

政策集会の用務員ブースについて（案）

金銭的に余裕がないことから、できることは限定されますが思いついたことを挙げます。
少しでも金銭が余れば、当日に手伝いに来ていただく幹事の方への旅費負担軽減になればと思います。
なお、スペース的にテント2張り程度（土のう12個）は必要かと思います。

① 防災グッズ作り

近年の多発する災害により、市民の防災への意識は高まってきている。そういった観点から、用務員には何ができるかを考えた場合、避難所でも自宅避難でも使えて簡単に作れるものを何点か用意し作成する。

例：作成するもの→新聞紙スリッパ（中に段ボール入れるバージョン、入れないバージョン）、ゴミ袋（45L）ポンチョ、ペットボトルランタン、段ボール瓦など

事前作成及び借用品→簡易段ボールトイレ（2個程度事前に作成）、段ボールベット（借用）※これらは設置しておき、体験してもらう

② パネル展示

用務員の仕事内容や避難所運営の様子の写真やイラスト（説明）を展示。できたら東北や能登の震災の様子の写真もあればなお良いかも。

他に、「ありったけの現場力」の動画放映。

③ 仕事で使用する工具や部品の便利なものたち

用務員は業務で、たくさんの工具や部品（ビス、釘、アンカー等）を扱うが、大変便利な工具を駆使して日々の業務をこなしている。そういった工具や部品を展示してこういった場面で使用しているのか紹介する。危険性の少ない工具（インパクトドライバーやテスター等の計器類）は実際に体験していただくのもアリかも。